山口大学知的財産審査委員会について【概要】

2019年10月1日改訂

国立大学法人山口大学
大学研究推進機構
知的財産センター

1. 審査体制

(1)審査の種類(特許等の出願、審査請求、維持・放棄等に関する全て)

①国内出願案件について職務発明、承継に関する審査
②外国出願[(独)科学技術振興機構 (JST,Japan Science and Technology Agency)への支援申請]案件の審査
③審査請求案件の審査
④国内特許の特許年金納付(権利維持・放棄)案件の審査
⑤外国特許の特許年金納付(権利維持・放棄)案件の審査
⑥JSTへの外国出願支援申請の採択・不採択案件の処理の報告
⑦「山口大学推奨マーク」の使用申請案件の処理の報告

(2)審査フロー(国内出願について)

□は可否判断

(職務発明か否か、承継するか否か、出願するか否か)

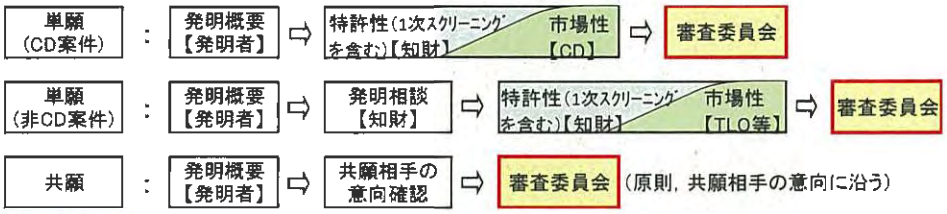

(3)審査のポイント

①特許性 → 主に知的財産センターが判断
②市場性 → 主にTLO、コーディネータ(CD)等が、技術移転の可能性を中心に判断
③戦略性 → 審査委員会が、大学の戦略、研究者の戦略に基づいて判断

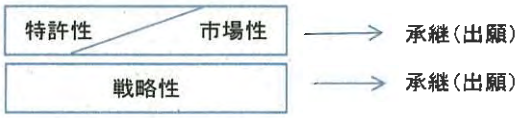

(4)審査委員会の構成

〔構成する審査委員〕 合計11名

①機構長:	1名、	②知財、産学公連携の2センター長他:	3名
③学内の有識者:	1名、	④技術移転専門機関者:	1名
⑤学外の弁理士:	1名、	⑥学外の有識者:	4名

(5)審査委員会の進め方

①出願状況に応じて(月1回程度、4時間/回程度)、集まり、審査(20分/件)する。
②審査委員による委員会方式(合議)とする。
③事務局を知的財産センターに置き、委員長(機構長)が総理する。委員長に事故あるときは、副委員長(知的財産センター長)がその職務を代行する。[山口大学職務発明等規則]
④半数以上の出席者でもって成立とし、出席者の過半数をもって決定とする。(同数の場合は委員長が決定。)
⑤発明者、コーディネータ、URA等が説明者やオブザーバーとして適宜参加できる。
⑥委員会での審査結果は学長に答申し、決裁後、発明者に報告する。
個々の委員の意見は非公開とする。

(6)各審査のしかた

①審査委員会にかける案件については、基本的には、大学に費用負担が発生する案件は審査案件とし、大学に費用負担が発生しない案件は報告案件とする。例えば、下記案件については、報告案件とする。
・国内出願案件のうち、企業等との共願案件で、費用を共願相手が全額負担する案件については、審査委員会に報告して、承認される【共願相手の意向に沿う】。
・外国出願(JSTへの支援申請)案件のうち、企業等との共願の案件については、審査委員会に報告して、承認される【発明者、共願相手の意向に沿う】。
・審査請求案件のうち、企業等との共願案件で、費用を共願相手が全額負担する案件については、審査委員会に報告して、承認される【共願相手の意向に沿う】。
・国内特許、外国特許の特許年金納付案件のうち、企業等との共願案件で、費用を共願相手が全額負担する案件については、審査委員会に報告して、承認される【共願相手の意向に沿う】。
・「山口大学推奨マーク」の使用申請案件については、知的財産センターで判定して、審査委員会に報告して、承認される。

(7)「知的財産創作届書」の受理と出願

①「知的財産創作届書」の受理は、毎月10日締切とする。
②知的財産審査委員会は、毎月1回、基本的に毎月第4水曜日に開催する。

知的財産創作届書受理～出願の作業フロー

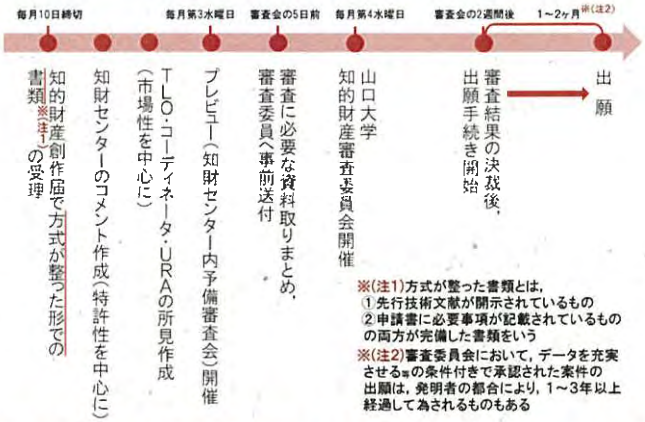

(8)各審査基準等

1)国内出願案件を審査する時の発明審査基準(①が職務発明審査、②～⑧が大学承継審査の項目)

①この発明は職務発明として認めてよいか。
②発明の目的とその目的達成の程度(効果)はあると思われるか。
③目的(課題)及びその達成度(完成)が現在または将来、社会のニーズに適合する(産業上利用できる)可能性があると考えられるか。
④他の技術と同一又は類推できるものとは思われないか。
⑤この発明はあなたの知識や文献の記載等から簡単には思いつかないものと考えられるか。
⑥第三者の権利侵害の発見、立証ができると思われるか。
⑦この発明はあなたから見て完成していると思われるか(なお、「完成」とは、発明の課題が実際に、具体的に解決できたことである)。
⑧戦略的見地から、この発明は出願すべきと思われるか(なお、「戦略」とは、外部資金導入、大学の戦略、研究者の戦略等をいう)。

2)外国出願(JSTへの支援申請)案件を審査する時の発明審査基準

①特許性【 新規性、進歩性 】
②経済性【 市場の規模、起業化・有力企業へのライセンスの可能性 】
③社会公共性【 社会公共に対する技術の貢献度 】
④JSTの特許化支援制度の趣旨からみた発明の位置付け
【 1) 技術の大幅な進歩を促すことが期待される画期的な着想に基づく発明、
2) 将来我が国の産業基盤を形成する可能性のある発明、
3) 新規産業を形成する可能性のある発明、
4) 既存産業技術を大幅に向上させる可能性のある発明 】
⑤出願国【 出願希望国の適否 】

3)審査請求案件を審査する時の審査基準

①出願から2年半以内に実施契約が成立しているか。(あるいは、実施契約には至っていないが、将来、契約の期待が高いものであるか。)
②大学の方針、戦略(大学の研究推進戦略等)、研究者の戦略(有償譲渡を含む)に沿ったものであるか。
③競争的資金導入のきっかけとなったものであるか。
④共同出願については、相手(企業等)の意向に沿ったものであるか。(相手(企業等)の意向を尊重、考慮する。)

4)国内特許の特許年金納付案件を審査する時の権利維持・放棄の審査基準
5)外国特許の特許年金納付案件を審査する時の権利維持・放棄の審査基準

①その国の特許年金納付時期に応じて、登録後2年～2年半で見直し、以降3～4年毎に見直す。
②基本的には、登録後に、上記の見直しの時期の間のライセンス収入等が、その間の特許年金総額に満たず、赤字になれば維持しない(発明者へ希望を聞いて、希望があれば発明者へ返却する)。
③契約等により、一定期間の維持が決められている場合等、大学が維持が必要と判断したものは残す。
④共同出願案件は、権利共有者の意向も考慮／尊重する。

6)JSTへの外国出願支援申請の採択・不採択案件を処理する時の基準

①各段階{学内審査やJST審査(PCT出願、各国移行、3年後見直し)}で不採択になれば、次の段階として、大学(山口TLO)が主体となって、スポンサー(共同出願相手の企業等、それ以外の企業等)と有償譲渡金額や持ち分割合等を交渉する。それが成立しなければ、発明者の希望があれば発明者に返却する。

7)「山口大学推奨マーク」の使用申請案件を処理する時の基準

①企業等の申請者が使用申請書に記述した、本案件の大学の研究成果との関係(関係する知的財産権等)や、推奨マークの使用例等を確認して、大学が推奨するにふさわしいかを判定する。

以上

山口大学知的財産審査委員会について【詳細】

2019年10月1日改訂

国立大学法人山口大学
大学研究推進機構
知的財産センター

1. 審査体制

(1)審査委員会の位置付け

1)国内出願時、2)外国出願時、3)審査請求時、4)国内特許年金納付(権利維持・放棄)時、5)外国特許年金納付(権利維持・放棄)時、及び 6)JSTへの外国出願支援申請が採択・不採択時、7)「山口大学推奨マーク」の使用申請時、の各案件について報告、審議する。

(2)審査の種類

1)国内出願案件について職務発明、大学承継に関する審査

発明者が発明時に提出する「知的財産創作届書」を対象に、学内で定期的に知的財産審査委員会を開催、審査委員による委員会方式で審査

(尚、国内出願案件のうち、企業等との共願案件の場合で、共願相手が費用を全額負担する案件については、共願相手の意向に沿い、審査委員会で報告、承認とする。)

2)外国出願{(独)科学技術振興機構 (JST、Japan Science and Technology Agency)への支援申請}案件の審査

大学の方針や発明者の外国出願の希望(「外国出願要否調査回答用紙」を参照)を考慮し、審査委員会で、審査委員による委員会方式で審査

(尚、外国出願(JSTへの支援申請)案件のうち、企業等との共願の案件については、発明者、共願相手の意向に沿い、審査委員会で報告、承認とする。)

3)審査請求案件の審査

①審査請求料の無料期{特許経費全面無料期(特例期間):～H19 年 3 月出願}→発明者の審査請求の希望(「審査請求要否調査回答用紙」を参照)に沿い、審査委員会で報告、承認

②審査請求料の半額有料期{審査請求料、登録料のみが半額有料期(減免期間):H19 年 4 月出願～}→発明者の審査請求の希望や共願案件の場合は共願相手の意向に沿い、審査委員会で、審査委員による委員会方式で審査

(尚、共願案件の場合で、共願相手が費用を全額負担する案件については、共願相手の意向に沿い、審査委員会で報告、承認とする。)

4)国内特許年金納付(権利維持・放棄)案件の審査
5)外国特許年金納付(権利維持・放棄)案件の審査

発明者の国内特許の権利維持・放棄の希望や共願案件の場合は共願相手の意向に沿い、審査委員会で、審査委員による委員会方式で審査

(尚、共願案件の場合で、共願相手が年金を全額負担する案件については、共願相手の意向に沿い、審査委員会で報告、承認とする。)

6)JSTへの外国出願支援申請の採択・不採択案件の処理の報告

該当案件を処理基準(後述の(9) 6)に記載の処理する時の基準を参照)に則り、知的財産センターで処理し、定期的に審査委員会に報告、承認

(3)審査フロー(国内出願について)

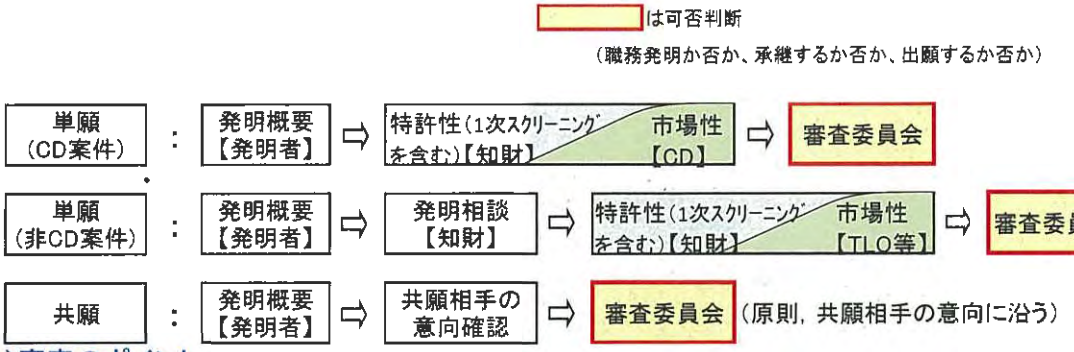

(4)審査のポイント

①特許性 → 知的財産センターが判断

②市場性 → TLO、コーディネータ(CD)等が、技術移転の可能性を中心に判断

③戦略性 → 審査委員会が、大学の戦略、研究者の戦略(知的財産創作届書に記入)に基づいて判断

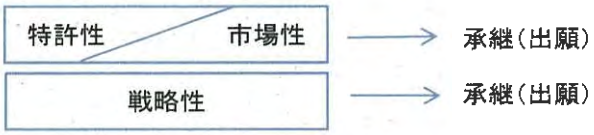

注) 特許制度は、産業の発達を目的とする(特許法第1条)もので、市場性が重要視されている。

(5)審査委員会の構成

学内の有識者{機構長1名、知財、産学公連携の2センター長他の3名、その他学内の有識者1名}5名、技術移転専門機関者1名、弁理士等の学外有識者5名の計11名を審査委員とする。

〔構成する審査委員〕

①機構長: 1名

②知財、産学公連携の2センター長他: 3名

③学内の有識者: 1名

④技術移転専門機関者: 1名

⑤学外の弁理士: 1名

⑥学外の有識者: 4名 以上合計11名

(6)審査委員会の進め方

①審査委員は、出願状況に応じて(月1回程度、4時間/回程度)、審査委員会に集まり、審査(20分/件)する。(外部審査委員には、学内規程により謝金と旅費を支払う。)

②審査は、原則として、審査委員による委員会方式(合議)とする。

③審査委員会は、事務局を知的財産センターに置き、委員長(機構長)が総理する。委員長に事故あるときは、副委員長(知的財産センター長)がその職務を代行する。(山口大学職務発明等規則第4章第16条)

④審査委員会は原則半数以上の出席者でもって成立とし、審議では出席者の過半数をもって決定とする。(同数の場合は委員長が決定する。)代理出席は委員長の承認を要する。

⑤審査委員会では、1)国内出願時、2)外国出願時、3)審査請求時、4)国内特許年金納付(権利維持・放棄)時、5)外国特許年金納付(権利維持・放棄)時、及び 6)JSTへの外国出願支援申請が採択・不採択時、の各案件について報告、審議する。

⑥審査は、案件毎に、各審査基準(後述の(9)を参照)、審査資料(後述の(10)を参照)に基づいて行う。

⑦審査委員会には、必要に応じて(発明概要の説明等で)、知的財産センターの担当者の他に、発

明者、コーディネータ、URA等が説明者やオブザーバーとして適宜参加できるものとする。
⑧審査委員会での審査結果は、学長へ答申し、決裁後、発明者に報告する。但し、個々の委員の意見は非公開とする。

(7)各審査のしかた

審査委員会にかける案件については、基本的には、大学に費用負担が発生する案件は審査案件とし、大学に費用負担が発生しない案件は報告案件とする。

①国内出願案件の審査は、「国内出願案件を審査する時の発明審査基準」をもとに、「知的財産創作届書」、(単独出願の場合は、)「発明についてのTLO、コーディネータ、URA等の所見、知的財産センターのコメント」を参照して審議する。
尚、国内出願案件のうち、企業等との共願案件の場合で、費用を共願相手が全額負担する案件については、審査委員会に報告して、承認される【共願相手の意向に沿う】。
②外国出願(JSTへの支援申請)案件の審査は、「外国出願(JSTへの支援申請)案件を審査する時の発明審査基準」をもとに、「外国出願要否調査回答用紙及びJST外国出願支援申請書(発明概要)」を参照して審議する。
尚、外国出願(JSTへの支援申請)案件のうち、企業等との共願の案件については、審査委員会に報告して、承認される【発明者、共願相手の意向に沿う】。
③審査請求案件の審査については以下の通りとする。
・審査請求料の無料期{特許経費全面無料期(特例期間):～H19 年 3 月出願}→「審査請求要否調査回答用紙」を受領すると、審査委員会で報告して、承認される【発明者の希望に沿う】。
・審査請求料の半額有料期{審査請求料、登録料のみが半額有料期(減免期間):H19 年 4 月出願～}→「審査請求要否調査回答用紙」を受領すると、「審査請求案件を審査する時の審査基準」をもとに、これらの審査資料を参照して審議する【発明者の希望に沿い、市場性(実施許諾の契約が成立、またはその可能性があるもの等)を勘案して審査請求する、共願の場合は共願相手の意向に沿う】。
尚、共願案件の場合で、費用を共願相手が全額負担する案件については、審査委員会に報告して、承認される【共願相手の意向に沿う】。
④国内特許年金納付案件の審査は、「国内特許年金納付案件を審査する時の権利維持・放棄の審査基準」をもとに、「国内特許の特許年金納付要否調査、ライセンス状況等調査に関する回答用紙」を参照して審議する。
尚、共願案件の場合で、共願相手が年金を全額負担する案件については、審査委員会に報告して、承認される。
⑤外国特許年金納付案件の審査は、「外国特許年金納付案件を審査する時の権利維持・放棄の審査基準」をもとに、「外国特許の特許年金納付要否調査、ライセンス状況等調査に関する回答用紙」を参照して審議する。
尚、共願案件の場合で、共願相手が年金を全額負担する案件については、審査委員会に報告して、承認される。
⑥JSTへの外国出願支援申請の採択・不採択案件の処理の報告は以下の通りとする。
該当案件を処理手法(後述の(9) 6)に記載の処理手法を参照)に則り、知的財産センターで処理し、定期的に審査委員会に報告して、承認される。
⑦「山口大学推奨マーク」の使用申請案件の処理の報告は以下の通りとする。
該当案件を処理手法(後述の(9) 7)に記載の処理手法を参照)に則り、知的財産センターで判定し、審査委員会に報告して、承認される。

(8)「知的財産創作届書」の受理と出願

1)「知的財産創作届書」の受理～出願の日程

「知的財産創作届書」の受理は、毎月10日締切とする。

受理から出願までの作業フローについては、以下を参照。
審査委員会は、毎月1回、基本的に毎月第4水曜日に開催する（第4水曜日が不都合な場合は、別の近い日に開催する。）

知的財産創作届書受理～出願の作業フロー

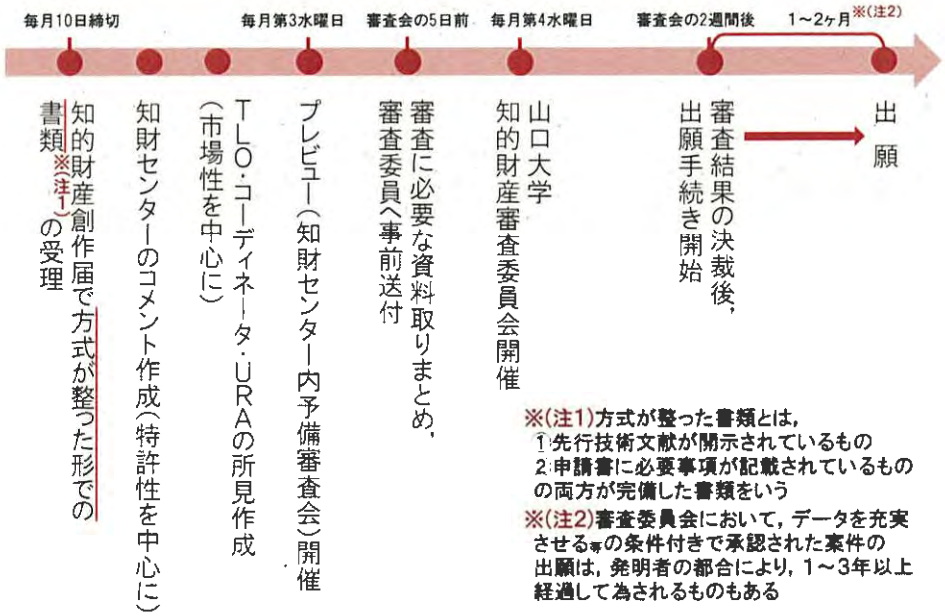

2)審査委員会での審査案件の例外（特例）の扱い

①大学の方針、戦略（大型プロジェクト等の研究推進戦略）に該当の案件で、審査委員長が緊急を要すると判断したものについては、審査委員会に諮る前に出願することができる。
②審査委員会に諮る前に、企業等が全額費用負担して出願済みとなった場合は、審査委員長名で厳重注意し、再発を防止する。
以上の①、②に該当の案件については、後日、審査委員会に報告案件として報告する。

3)審査委員会での報告案件の例外（特例）の扱い

①国内出願案件のうち、共同出願の共願相手が全額費用負担する案件（報告案件）については、審査委員会で報告して承認された後、例外的に学内決裁に挙げずに、審査委員会の日でもって、「職務発明、承継、出願等に関する決定通知書」が発行される。

(9)各審査基準等

1)国内出願案件を審査する時の発明審査基準・・・添付資料①参照

下記の①が職務発明審査、②～⑧が大学承継審査の項目である。
①この発明は職務発明として認めてよいか。
②発明の目的とその目的達成の程度（効果）はあると思われるか。
③目的（課題）及びその達成度（完成）が現在または将来、社会のニーズに適合する（産業上利用できる）可能性があると考えられるか。
④他の技術と同一又は類推できるものとは思われないか。
⑤この発明はあなたの知識や文献の記載等から簡単には思いつかないものと考えられるか。
⑥第三者の権利侵害の発見、立証ができると思われるか。
⑦この発明はあなたから見て完成していると思われるか（なお、「完成」とは、発明の課題が実際に、具体的に解決できたことである）。
⑧戦略的見地から、この発明は出願すべきと思われるか（なお、「戦略」とは、外部資金導入、大学の戦略、研究者の戦略等をいう）。

2)外国出願(JSTへの支援申請)案件を審査する時の発明審査基準・・・添付資料④参照

①特許性【 新規性、進歩性 】

②経済性【 市場の規模、起業化・有力企業へのライセンスの可能性 】

③社会公共性【 社会公共に対する技術の貢献度 】

④JSTの特許化支援制度の趣旨からみた発明の位置付け

【 1) 技術の大幅な進歩を促すことが期待される画期的な着想に基づく発明、
2) 将来我が国の産業基盤を形成する可能性のある発明、
3) 新規産業を形成する可能性のある発明、
4) 既存産業技術を大幅に向上させる可能性のある発明 】

⑤出願国【 出願希望国の適否 】

3)審査請求案件を審査する時の審査基準・・・添付資料⑥参照

①出願から2年半以内に実施契約が成立しているか。(あるいは、実施契約には至っていないが、将来、契約の期待が高いものであるか。)

②大学の方針、戦略(大学の研究推進戦略等)、研究者の戦略(有償譲渡を含む)に沿ったものであるか。

③競争的資金導入のきっかけとなったものであるか。

④共同出願については、相手(企業等)の意向に沿ったものであるか。(相手(企業等)の意向を尊重、考慮する。)

4)国内特許年金納付案件を審査する時の権利維持・放棄の審査基準・・・添付資料⑧参照

①登録後2年半で見直し、以降3年毎に見直す。

②基本的には、登録後に、上記の見直しの時期の間のライセンス収入等が、その間の特許年金総額に満たず、赤字になれば維持しない(発明者へ希望を聞いて、希望があれば発明者へ返却する)。

③契約等により、一定期間の維持が決められている場合等、大学が維持が必要と判断したものは残す。

④共同出願案件は、権利共有者の意向も考慮／尊重する。

5)外国特許年金納付案件を審査する時の権利維持・放棄の審査基準・・・添付資料⑩参照

①その国の特許年金納付時期に応じて、登録後2年～2年半で見直し、以降3～4年毎に見直す。

②基本的には、登録後に、上記の見直しの時期の間のライセンス収入等が、その間の特許年金総額に満たず、赤字になれば維持しない(発明者へ希望を聞いて、希望があれば発明者へ返却する)。

③契約等により、一定期間の維持が決められている場合等、大学が維持が必要と判断したものは残す。

④共同出願案件は、権利共有者の意向も考慮／尊重する。

6)JSTへの外国出願支援申請の採択・不採択案件の処理をする時の基準

①各段階[学内審査やJST審査(PCT出願、各国移行、3年後見直し)]で不採択になれば、次の段階として、大学(山口TLO)が主体となって、スポンサー(共同出願相手の企業等、それ以外の企業等)と有償譲渡金額や持ち分割合等を交渉する。それが成立しなければ、発明者へ希望を聞いて、希望があれば発明者へ返却する。

7)「山口大学推奨マーク」の使用申請案件を処理する時の基準

①企業等の申請者が使用申請書に記述した、本案件の大学の研究成果との関係(関係する知的財産権等)や、推奨マークの使用例等を確認して、大学が推奨するにふさわしいかを判定する。

(10)審査のための審査資料

1)国内出願案件を審査する時の審査資料

①国内出願案件を審査する時の発明審査基準と評価

・・・添付資料①参照

②審査案件の知的財産創作届書

・・・様式は添付資料②-1(単独出願用様式)または②-2(共同出願用様式)を参照

③(単独出願の場合は、)審査案件の発明についてのTLO、コーディネータ、URA等の所見(市場性、技術移転の可能性等)、知的財産センターのコメント(特許性等)

・・・様式は添付資料③参照

2)外国出願(JSTへの支援申請)案件を審査する時の審査資料

①外国出願(JSTへの支援申請)案件を審査する時の発明審査基準と評価

・・・添付資料④参照

②審査案件の外国出願要否調査回答用紙、JST外国出願支援申請書(発明概要)

・・・様式は添付資料⑤-1(単独出願用様式)または⑤-2(共同出願用様式)を参照

③審査案件の国内出願明細書

3)審査請求案件を審査する時の審査資料

①審査請求案件を審査する時の審査基準と評価

・・・添付資料⑥参照

②審査案件の審査請求要否調査回答用紙

・・・様式は添付資料⑦参照

③審査案件の公開公報

4)国内特許年金納付(権利維持・放棄)案件を審査する時の審査資料

①国内特許年金納付案件を審査する時の権利維持・放棄の審査基準と評価

・・・添付資料⑧参照

②国内特許の特許年金納付要否調査、ライセンス状況等調査に関する回答用紙

・・・様式は添付資料⑨参照

③審査案件の特許公報

5)外国特許年金納付(権利維持・放棄)案件を審査する時の審査資料

①外国特許年金納付案件を審査する時の権利維持・放棄の審査基準と評価

・・・添付資料⑩参照

②外国特許の特許年金納付要否調査、ライセンス状況等調査に関する回答用紙

・・・様式は添付資料⑪参照

③審査案件の特許公報

6)JSTへの外国出願支援申請の採択・不採択案件の処理を報告する時の報告資料

①JSTへの外国出願支援申請の採択・不採択案件を処理する時の基準

・・・本資料の(9) 6)参照

②本案件の状況報告書(一覧表)

・・・知的財産センターで作成

7)「山口大学推奨マーク」の使用申請案件の処理を報告する時の報告資料

①「山口大学推奨マーク」の使用申請案件を処理する時の基準

・・・本資料の(9) 7)参照

②「山口大学推奨マーク」使用申請書

以上

知的財産センター　整理番号　　添付資料①

国内出願案件を審査する時の発明審査基準（審査の観点）と評価

平成　　年　　月　　日

創作物（発明等）の名称：

代表発明者の所属部局名、職名、氏名：

発明審査基準と評価

項目	基準	評価
1	本発明は職務発明として認めてよいか。	はい、　いいえ
2	発明の目的とその目的達成の程度（効果）はあると思われるか。	はい、　いいえ、どちらとも言えない
3	目的（課題）及びその達成度（完成）が現在または将来、社会のニーズに適合する（産業上利用できる）可能性があると考えられるか。	はい、　いいえ、どちらとも言えない
4 (*)	他の技術と同一、又は類推できるものとは思われないか。	はい、　いいえ、どちらとも言えない
5 (*)	本発明は公知の知識や文献の記載等から簡単には思いつかないものと考えられるか。	はい、　いいえ、どちらとも言えない
6 (*)	第三者の権利侵害の発見、立証ができると思われるか。	はい、　いいえ、どちらとも言えない
7	本発明は完成していると思われるか（なお、「完成」とは、発明の課題が実際に、具体的に解決できたことである）。	はい、　いいえ、どちらとも言えない
8	戦略的見地から、この発明は出願すべきと思われるか｛なお、「戦略」とは、外部資金導入、大学の戦略（有償譲渡を含む）、研究者の戦略等をいう｝。	はい、　いいえ、どちらとも言えない
総合評価	本発明の国内出願に関する総合評価	①大学として出願する、②ﾉｳﾊｳとして保有する、③発明者へ返却する、④大学が有償譲渡する（大学から出願しない）

【注記】1) 上記１が職務発明審査の項目、上記２～８が承継審査の項目に該当します。

2) 上記２～５のうち、いずれかに、「いいえ」と思われる項目があれば、原則として出願しないと判断して下さい。

3) 上記で(*)印の付いた項目は、予め、知的財産センターが判断して記入する項目です。

4) 発明者から任意譲渡の申し入れがあった案件については、上記２～８の承継審査を行います。

5) 以下の審査の観点も考慮願います。

種別		国内出願可否の取り扱い
大学単独出願		大学の意向で決定する
共同出願	相手が費用負担	相手（企業等）の意向を尊重する
	持分に応じて費用負担	相手（企業等）の意向を考慮する
出願前に有償譲渡		大学からは出願しない
出願後に有償譲渡の約束		相手（企業等）の意向を尊重する

知的財産センター　整理番号

添付資料②-1

秘

知的財産創作届書

【単独出願用様式】

平成　　年　　月　　日

国立大学法人山口大学長　殿

下記の知的財産の創作を行いましたので、国立大学法人山口大学職務発明規則第４条第１項の規定に基づき、届け出ます。

知的財産創作者：{山口大学関係者のみ記載下さい。また、代表発明者（発明活動を中心に行った者）名の前に○を付して下さい。捺印は不要です。}

所　属　部　局　名	職　名	氏　　名

知的財産の種類：（該当欄の記号か記号の前、あるいは文字に○を付して下さい。）

a）発明、　b）考案、　c）創作（回路配置利用権、プログラム、意匠）

d）育成（品種登録）、　e）案出（ノウハウ等）

f）商標（商品名・サービス名）

創作物（発明等）の名称：（物、方法等が区別できるように記載下さい。）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この発明等に関する知的財産ｾﾝﾀｰとの窓口：（発明者中、知的財産ｾﾝﾀｰとの対応が可能な方を記載下さい。）

氏名		電話番号		携帯番号	
		メール			

備考：特許制度の活用は活動を通して社会への貢献をなすものであり、学術論文とは性質が異なります。
市場性の見込みのない（事業価値が見い出せない）発明は出願の対象とはなりません。

1．**権利の帰属**（該当欄の記号か記号の前に○を付して下さい。）

共同出願人の有無	a) 有、　b) 無		
相手機関名	相手持分	相手機関の発明者名	知財担当者名（TEL）

2．**契約関係**（該当欄の記号か記号の前、あるいは文字に○を付して下さい。）

契約書の有無	a) 有、　b) 無（有の場合、契約の種類：共同研究・委託研究・その他）
契約相手機関名	
共同出願時の費用負担	a) 相手持ち、　b) 持分に応じて
出願について事前連絡	a) 要、　b) 否（出願についての相手への事前連絡は発明者が行うこと）
研究費の出所 （官公庁からの受託又は再受託の成果の場合）	（願書にその旨記載しなければならないので必ず記載すること） 平成　　年度　○○　省 県 庁 他　□□□□□ 受託研究である。

3．**発明取扱について**（該当欄の記号か記号の前に○を付して下さい。）

本発明	a) 新規出願	
	b) 国内優先出願	先の出願：特願　　－
	a) 発表予定 （原則として新規性喪失の例外の適用の出願は行わない。）	学会名：
		学会発表日：平成　　年　　月　　日
		予稿集等発行日：平成　　年　　月　　日
		刊行物名： （出版日：平成　　年　　月　　日）
	外国出願の必要性有無 （原則として新規性喪失の例外の適用の外国出願は行わない。）	a) 有、　b) 無 （無の場合は、以後、原則、外国出願希望の有無を問い合わせず、外国出願を行いません。）
	a) 現時点で実施許諾先有 （可能性の有る場合を含む。）	相手機関名：
出願の緩急 （通常は約３ヶ月要する。）	a) 急ぐ（　　月　　日まで） （理由：　　）	
	b) 通常	

4．**特記事項**（発明者の要望とその理由を記載して下さい。例えば、①出願しないで有償譲渡を希望、②外部資金導入のために出願を希望　等）

５．発明内容の説明

{基本的には発明者が記載して下さい。但し、発明者で記載が難しい項目については、ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀ、ＵＲＡ、ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ、知的財産ｾﾝﾀｰ、ＴＬＯ等に相談して下さい。必要に応じて欄を拡げて記載して下さい。
なお、科学研究費補助金の公募資料の研究計画調書（科研費申請書）等も参考にして記載して下さい。}

（１）研究目的｛概要｝
（２）研究の学術的背景｛従来技術と、できればその問題点も記載して下さい。従来技術のリストは後述（１２）の欄に記載して下さい。｝
（３）研究内容｛今回申請しようとする発明に関する研究内容を記載して下さい。｝

（4）研究成果｛実験、研究データ等も、できるだけ図面、グラフ、表等を用いて記載して下さい。別紙として添付することも可能です。｝

（5）今後の研究計画｛次の記入項目を参考に記載して下さい。①研究の現段階を踏まえて、今後の研究の課題、計画、見込み（共同研究の場合は、相手企業等との研究スケジュール等も）、今後の事業化、技術移転等にどう繋げるか、どう取り組むか等、②今後の研究発表（公表）の予定、③次の研究にどう繋げるか、どう取り組むか等｝

（6）本発明の要約｛研究成果の中から事業価値が生まれそうな種が見つかったら、それが発明です。その種は従来のものに比べて何（構造、方法等）が新しくて、それがどんなことを解決できるのか等を簡単に述べて下さい。｝

（７）本発明の利用される分野｛本発明が何に、どこに使われるか説明して下さい。｝

（記入例）　・・・・・・・・・・・・・する際の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・として利用される。
（○○の診断、○○業界における○○の生産等、当該発明が事業価値として活かせる分野をある程度具体的に示して下さい。）

（８）本発明の効果｛公知の他者データ、自己データの両方の中で、最も近似の公知技術と本発明の構成との相違に基づく効果を説明して下さい。定量的、定性的効果を記載して下さい。また、最も近似の公知技術（他者、自己の技術の両方の中で）との比較したものがあれば提示して下さい。｝

（記入例１）本発明により、従来できなかった○○○の作製が可能となった。
（記入例２）本発明により、従来は○○○（数字）であった○○を○○○（数字）にまで上昇させることが可能となった。
（産業廃棄物をリサイクル物質に変換できた等、思ってもみなかった効果（定性的異質の効果）は特許性が高くなりますので、できる限りそのような効果を見つけましょう。）

（９）本発明の具体化状況｛該当欄の記号か記号の前に○を付して下さい。｝

a) アイディアや構想段階、　b) 数値計算等で検証済み、　c) 実証試験済み、　d) 試作品を作成、
e) 製品を完成

（１０）本発明に対する社会のニーズについて｛該当欄の記号か記号の前に○を付して下さい。｝

a) 既に興味を示している企業有り（企業名：　　）
b) 今後興味を示す可能性がある企業有り（企業名：　　）
c) 現段階で、特定の企業なし

（１１）研究契約等との関係｛共同研究契約、有体物の提供・情報の提供等を受けたことに伴う制約（守秘義務等）があれば教えて下さい。｝

（１２）出願前調査結果｛必ず従来技術（特許公報を含めた先行技術文献）の調査をして下さい。（調査が未だの場合は知的財産センター（内線 9966）まで連絡下さい。）　従来技術は自分の先行技術も含めて文献等名を例示し、本発明との差異、本発明の優位性等を記載して下さい。また、先行技術調査で使用したデータベース、検索対象期間、キーワードを明記して下さい。なお、特許情報検索インストラクターやコーディネータ等に支援してもらったら、検索者欄に明記して下さい。｝

【本人が既に出願した本発明に最も近似する特許出願（未公開の出願も含む）、あるいは本人が既に発表した本発明に最も近似する論文】　（最大で５技術を記載して下さい。）

番号	特許出願番号（出願日）、論文名（発表日）等	本発明との差異、本発明の優位性等
A①		
A②		
A③		
A④		
A⑤		

【他者の公知技術・従来技術　調査結果】　（重要と思われるものから最大で５技術を記載して下さい。）

番号	特許公開番号（公開日）、論文名等 （同一の技術・製造法等に関するものは、まとめて記載して下さい。）	本発明との差異、本発明の優位性等
B①		
B②		
B③		
B④		
B⑤		

データベース：		検索対象期間：		検索者：	
キーワード：					

知的財産センター　整理番号

添付資料②-2

秘

知的財産創作届書

【共同出願用様式】

平成　　年　　月　　日

国立大学法人山口大学長　殿

下記の知的財産の創作を行いましたので、国立大学法人山口大学職務発明規則第４条第１項の規定に基づき、届け出ます。

知的財産創作者：{山口大学関係者のみ記載下さい。また、代表発明者（発明活動を中心に行った者）名の前に○を付して下さい。捺印は不要です。}

所　属　部　局　名	職　名	氏　　名

知的財産の種類：(該当欄の記号か記号の前、あるいは文字に○を付して下さい。)

a) 発明、　b) 考案、　c) 創作（回路配置利用権、プログラム、意匠）

d) 育成（品種登録）、　e) 案出（ノウハウ等）

f) 商標（商品名・サービス名）

創作物（発明等）の名称：(物、方法等が区別できるように記載下さい。)

この発明等に関する知的財産センターとの窓口：(発明者中、知的財産センターとの対応が可能な方を記載下さい。)

氏名		電話番号		携帯番号	
		メール			

備考：特許制度の活用は活動を通して社会への貢献をなすものであり、学術論文とは性質が異なります。
市場性の見込みのない（事業価値が見い出せない）発明は出願の対象とはなりません。

1．**権利の帰属**（該当欄の記号か記号の前に○を付して下さい。）

共同出願人の有無	a) 有、　b) 無		
相手機関名	相手持分	相手機関の発明者名	知財担当者名（TEL）

2．**契約関係**（該当欄の記号か記号の前に○を付して下さい。）

契約書の有無	a) 有、　b) 無（有の場合、契約の種類：共同研究・委託研究・その他）
契約相手機関名	
共同出願時の費用負担	a) 相手持ち、　b) 持分に応じて
出願について事前連絡	a) 要、　b) 否（出願についての相手への事前連絡は発明者が行うこと）
研究費の出所 （官公庁からの受託又は再受託の成果の場合）	（願書にその旨記載しなければならないので必ず記載すること） 平成　　年度　○○ 省 県 庁 他　□□□□□ 受託研究である。

3．**発明取扱について**（該当欄の記号か記号の前に○を付して下さい。）

本発明	a) 新規出願	
	b) 国内優先出願	先の出願：特願　　－
	a) 発表予定 （原則として新規性喪失の例外の適用の出願は行わない。）	学会名：
		学会発表日：平成　　年　　月　　日
		予稿集等発行日：平成　　年　　月　　日
		刊行物名： （出版日：平成　　年　　月　　日）
	外国出願の必要性有無 （原則として新規性喪失の例外の適用の外国出願は行わない。）	a) 有、　b) 無 （無の場合は、以後、原則、外国出願希望の有無を問い合わせず、外国出願を行いません。）
	a) 現時点で実施許諾先有 （可能性の有る場合を含む。）	相手機関名：
出願の緩急 （通常は約３ヶ月要する。）	a) 急ぐ（　　月　　日まで） （理由　　）	
	b) 通常	

4．**特記事項**（発明者の要望とその理由を記載して下さい。例えば、①出願しないで有償譲渡を希望、②外部資金導入のために出願を希望　等）

5．発明内容の説明

（基本的には発明者が記載して下さい。但し、発明者で記載が難しい項目については、ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀ、ＵＲＡ、ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ、知的財産ｾﾝﾀｰ、ＴＬＯ等に相談下さい。必要に応じて欄を拡げて記載下さい。）

（１）発明の要約｛発明の目的、技術上のポイント、効果を簡単に記載して下さい。｝
（２）従来技術とその問題点｛必ず従来技術（特許公報を含めた先行技術文献）の調査をして下さい。従来技術は自分の先行技術も含めて文献等名を例示し、その問題点を指摘して下さい。なお、先行技術調査で使用したツールを明記して下さい。なお、特許インストラクターやコーディネータ等に支援してもらったら、その旨明記して下さい。｝
（３）本発明等における問題点の解決手段｛解決ポイント（新規な点）を従来技術と対比し、技術上の利点を説明して下さい。｝
（４）本発明の利用される分野｛発明が何に使われるか説明して下さい。｝
（５）本発明の実施例｛本発明が第三者で再現できるように（必要に応じて図面、グラフ、表等を用いて）、できるだけ多くの事例を開示して下さい。これは法律要件です。｝

（６）発明の効果｛公知の他者データ、自己データの両方の中で、最も類似の公知技術と本発明の構成との相違に基づく効果を説明して下さい。定量的、定性的効果を書いて下さい。｝

（７）最も類似の公知技術等との比較データ｛本発明の優位性を示すため、公知の他者データ、自己データの両方の中で、最も類似の公知技術等と比較したデータがあることが望ましいです。｝

（８）本発明のキーワード｛単語、フレーズ、短い文章を記載して下さい。｝

（９）発明の完成状況｛該当欄の記号か記号の前に○を付して下さい。｝

a) アイディアや構想段階、　b) 数値計算等で検証済み、　c) 実証試験済み、　d) 試作品を作成、
e) 製品を完成

（１０）今後の研究の予定、見通し、戦略等｛次の記入項目を参考に書いて下さい。①研究の現段階を踏まえて、今後の研究の課題、計画、見込み（共同研究の場合は、相手企業等との研究スケジュールも）、今後の事業化、技術移転等にどう繋げるか、どう取り組むか等、②今後の研究発表（公表）の予定、③次の研究にどう繋げるか、どう取り組むか等｝

（１１）本発明に対する社会のニーズについて｛該当欄の記号か記号の前に○を付して下さい。｝

a) 既に興味を示している企業有り（企業名：　　）
b) 今後興味を示す可能性がある企業有り（企業名：　　）
c) 現段階で、特定の企業なし

（１２）研究契約等との関係

共同研究契約、有体物の提供・情報の提供等を受けたことに伴う制約（守秘義務等）があれば、教えて下さい。

・知的財産センターが連絡する時の相手方の連絡先（機関名、氏名、TEL）：
（　　）
・契約書の写し等を添付して下さい。

文科省提出用調査書（発明一件毎についてお尋ねします）

【日本版バイドール法※の適用についての調査】

本件は文科省の調査事項でもありますので、必ず記載願います。これに記載頂けない場合は、出願ができかねますので、このことをご了承願います。

※日本版バイドール法（産業活力再生特別措置法）：
政府資金を活用した研究から生まれた発明を大学に帰属させ、そのロイヤリティ収入を発明者に還元することにより、更なる研究開発を促進することを目的とするものです。

【調査事項】
1．研究費等のバックグラウンド
本研究に係る研究費の主なものは（該当するものに○印を付して下さい。複数回答可ですが、一番金額の大きいものに○○印を付けて下さい。）

① 共同研究費
② 受託研究費
　国
　　・文部科学省
　　・経済産業省
　　・厚生労働省
　　・農林水産省
　　・その他（国）
　公益法人等
　　・科学技術振興機構（ＪＳＴ）
　　・日本学術振興会（ＪＳＰＳ）
　　・新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）
　　・その他（公益法人等）
　民間企業
　　・大企業
　　・中小企業
　　・小規模企業
　その他（　　）
③ 補助金
　国
　　・文部科学省
　　・経済産業省
　　・厚生労働省
　　・農林水産省
　　・その他（国）
　その他（　　）
④ 寄附金（奨学寄附金、企業からの助成金等）
⑤ 通常の学内研究費（運営費交付金等）
⑥ その他（　　）

2．上記質問1．①共同研究費、②受託研究費（民間企業）、④寄附金　に回答された方に、お尋ねします。
　共同研究等の相手が見つかった直接のきっかけは何でしたか（複数回答可）。

① 発表した論文
② 学会での発表
③ 展示会等での発表
④ ホームページで研究内容の紹介
⑤ これまでの特許出願
⑥ 企業等への直接のアプローチ
⑦ 報道関係
⑧ 第三者の口利き仲介
⑨ 普段の情報交換や、付き合いのなかで
⑩ その他

3．本件発明の発明者に列挙した人（該当箇所全てに）

① 大学教員（本人も入れて）　（　　）人
② 大学職員（技術系職員等）　（　　）人
③ 学部学生　（　　）人
④ 院生（修士、博士、オーバードクター等）（　　）人
⑤ ポスドク（有給者）　（　　）人
⑥ 学外者（大学）　（　　）人
⑦ 学外者（県国等公的機関）　（　　）人
⑧ 学外者（企業）　（　　）人
⑨ その他（　　）　（　　）人

知的財産創作届書の作成・提出に当たっての注意事項

大学研究推進機構
知的財産センター

1．国内出願の費用は、当初費用だけで１件で約４５万円程度かかります。この費用は、本学が負担していることを十分理解願います。
ついては、知的財産創作届書を提出するに当たっては、まず、創作者の方で、本件発明は本当に出願すべきなのか、事前に十分吟味頂きますようお願いします。

2．知的財産創作届書を記入して提出頂くと、後日、学内の知的財産審査委員会で審議されます。
出願をすることに決定した場合には出願手続きを行い、出願をしないことに決定した場合には原則として大学として出願を行わずに、発明者へ返却いたします。

3．知的財産創作届書は、基本的には発明者が作成して下さい。但し、発明者で記載が難しい項目については、山口大学大学研究推進機構のコーディネータ、ＵＲＡ、アドバイザー、知的財産センターや山口ＴＬＯ等にご相談下さい。
なお、科学研究費補助金の公募資料の研究計画調書（科研費申請書）等も参考にして記載して下さい。

4．知的財産創作届書に記載する「創作者」は、実際に創作に携わった者だけとして下さい。
（単に指示したり、または指示に従って実験をしただけの者は創作者ではありません）。

5．創作者のうち、代表創作者（代表発明者）の名前の前に必ず○を付けて下さい。
（発明者は、知的財産創作届書に記載された順序で特許願に記載されますが、順序は権利の軽重とは無関係です）。

6．本件発明に関する連絡者（窓口）は、本件発明を特許等出願する場合の発明者サイドの窓口となる人（発明内容をお答えできる人）をお願いします。連絡者の携帯番号も記載下さい。

7．発明内容の説明の中の「本発明の要約」の項は、次のことを記載して下さい。
①従来のものに比べて何（構造、方法等）が新しいか
②それがどんなことを解決できるか

8．先行技術文献の項には、自らの発明のベースとなった技術文献や、類似の技術文献名を書いて下さい（なお、特許文献以外の場合は、文献のコピーを添付して下さい）。
特に、自分が発表した関連文献がある場合には、必ずコピーをお願いします。

9．最後のページの文科省提出用調査書（発明一件毎に、日本版バイドール法※の適用についての調査）は必ず記載願います。これに記載頂けない場合は、出願ができかねますので、このことをご了承願います。

10．この知的財産創作届書（文科省提出用調査書も含めて）は、大学研究推進機構 知的財産センター
E-mail: chizai@yamaguchi-u.ac.jp
まで電子メールでお送り下さい。

11．知的財産創作届書が受理されましたら、受理のお知らせが書類で行きます。創作届書提出後３、４日しても受理通知が届かない場合は、知的財産センター（内線 9963）までご連絡下さい。

発明についてのＴＬＯ、コーディネータ、ＵＲＡ等の所見、知的財産センターのコメント

平成　　年　　月　　日

創作物（発明等）の名称：

代表発明者の所属部局名、職名、氏名：

１．本発明についてのＴＬＯ、コーディネータ、ＵＲＡ等の所見｛本発明の市場性等（技術移転の可能性を中心に）｝（TLO、ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀ，URA 等がコメントを必ず記載する。必要に応じて欄を拡げて書く。）

（記載者の所属、氏名、連絡先：　　）

２．知的財産センターのコメント｛本発明の特許性等｝

（記載者の氏名、連絡先：　　）

知的財産センター　整理番号　　添付資料④

外国出願（ＪＳＴへの支援申請）案件を審査する時の発明審査基準（審査の観点）と評価

平成　　年　　月　　日

発明の名称（出願時）：

出願番号：　特願

代表発明者の所属部局名、職名、氏名：

発明審査基準と評価

項目	基準	評価
(*) 1．特許性	新規性	有、無、不明
	進歩性	高、中、低
(**) 2．経済性	市場の規模	大、中、小
	起業化・有力企業へのライセンスの可能性	大、中、小
(*) 3．社会公共性	社会公共に対する技術の貢献度｛発明が社会の安寧（安全又は環境、健康の確保）に寄与する貢献度のことをいう。社会公共性が高い発明についてはプラス要因として評価する。｝	大、中、小
(*) 4．ＪＳＴの特許化支援制度の趣旨からみた発明の位置付け	1) 技術の大幅な進歩を促すことが期待される画期的な着想に基づく発明	高、中、低
	2) 将来我が国の産業基盤を形成する可能性のある発明	高、中、低
	3) 新規産業を形成する可能性のある発明	高、中、低
	4) 既存産業技術を大幅に向上させる可能性のある発明	高、中、低
(**) 5．出願国	出願希望国の適否	適当、不適当
総合評価	本発明の外国出願（ＪＳＴへの支援申請）に関する総合評価	①申請する、 ②申請しない

【注記】1) 上記１～５を参考に総合評価をして下さい。

2) 上記で、項目の上に、(*)印が付いた項目は、予め、知的財産ｾﾝﾀｰが判断して記入する項目です。

3) 上記で、項目の上に、(**)印が付いた項目は、予め、山口ＴＬＯ等が判断して記入する項目です。

4) 以下の審査の観点も考慮願います。

出願種別		外国出願（ＪＳＴへの支援申請）可否の取り扱い
大学単独出願		大学の意向で決定する
共同出願	相手が費用負担	相手（企業等）の意向を尊重する
	持分に応じて費用負担	相手（企業等）の意向を考慮する

外国出願の要否調査、ＪＳＴ外国出願支援申請書（発明概要）の記入依頼
【単独出願用様式】

代表発明者
殿

平成　　年　　月　　日

〒755-8611　山口県宇部市常盤台 2-16-1
国立大学法人山口大学
大学研究推進機構
知的財産センター　センター長　佐田　洋一郎

【回答先】　担当　酒井　由美子
Tel:0836－85－9978（Fax:9967）
E-mail: y-sakai@yamaguchi-u.ac.jp

山口大学に承継され国内出願された発明の外国出願について、以下の点についてお知らせいたします。

山口大学では、外国の権利も取得する必要のある発明については、科学技術振興機構（ＪＳＴ）特許出願支援制度を活用することとしています。

つきましては、国内出願をしました下記発明について PCT 出願支援制度公募要領をご一読の上、外国出願の要否を厳選して判断頂き、知的財産センターまで電子メールで回答をお送り下さいますようお願いいたします。

期限までに、外国出願の要と回答頂き、ＪＳＴ外国出願支援申請書（発明概要）を記入して提出頂いた場合は、後日、学内の知的財産審査委員会で審議されます。ＪＳＴへ支援申請をすることに決定した場合には申請手続きを行い、ＪＳＴへ支援申請をしないことに決定した場合には原則として大学としてＪＳＴへ支援申請を行わずに、発明者へ返却いたします。(昨今ＪＳＴの採択が厳しくなっており、今後も厳しいことが予想されます。)

JST 特許出願支援制度申請の留意事項（1/2）

本支援制度はＪＳＴが外国出願費用を負担するのではなく、５百万円～２千万円の出願費用を立て替える制度（このうち約１２万円は本学が負担）であることを理解され、更に JST に支援を受けて出願した国で実施料収入があった場合、発明者、研究室及び本学への報償に優先して、JST に返還されることもご承知下さい。なお外国出願費用を回収できる可能性が高いと判断される具体的根拠・理由についても回答をお願いいたします。

また、JST は大学と TLO にしか外国出願の支援をしませんので、共同出願の場合は外国出願費用のうち、本学の権利持ち分割合分を JST に外国出願の支援申請をすることになります。

したがって、JST への外国出願の支援申請は、共同出願相手が、①外国出願することに、②その出願希望国について、同意していることが前提となります。

JST 特許出願支援制度申請の留意事項（2/2）

ＪＳＴ支援制度に申請する場合は、
①ＰＣＴ出願申請書類の一部事項記載（０７年度より義務化）
②ＪＳＴ特許調査員への技術内容の詳細説明――その後ＪＳＴでＰＣＴ出願審査
③ＪＳＴ指導に基づく明細書の改訂にあたり弁理士・知的財産ｾﾝﾀｰへの協力――その後ＰＣＴ出願
④国際調査機関の見解書に対応する弁理士・知的財産ｾﾝﾀｰへの協力
⑤各国移行申請書類の一部事項記載
⑥ＪＳＴ特許調査員への技術内容の詳細説明――その後ＪＳＴで各国移行審査
⑦ＪＳＴ指導に基づく明細書の改訂にあたり弁理士・知的財産ｾﾝﾀｰへの協力――その後各国移行
以上についてご協力を頂きます。

ＪＳＴの特許化支援事業(外国特許出願支援制度)のＨＰの新 URL(平成 25 年 8 月 29 日変更)：
http://www.jst.go.jp/chizai/tokkyoka.html

併せて、添付の「外国出願についての注意事項」を十分勘案して頂きますようお願いいたします。

記

【基礎出願（国内出願）等の情報】
（下記①～⑦の項目及び回答期限日は、知的財産センターで予め記載します。）
① 本学知的財産センター　整理番号：
② 発明の名称（出願時）：
③ 出願番号：
④ 発明者（学内）所属・氏名：
⑤ 国内出願日：平成　　年　　月　　日
⑥ ３０条適用　：　□あり（公開日　平成　年　月　日）、　□なし
⑦ JST 申請期限：平成　　年　　月　　日（国内出願日より６ヶ月以内）

回答期限日　平成　　年　月　日

＊ なお、期限までにご回答頂けない場合は、当知的財産センターにて判断の上、決定させて頂きますので、ご了承下さい。

以上

外国出願の要否調査に関する回答用紙

国立大学法人山口大学　大学研究推進機構
知的財産センター　センター長　佐田　洋一郎　殿

平成　　年　　月　　日

【基礎出願（国内出願）等の情報】
（下記①～⑦の項目及び回答期限日は、知的財産センターで予め記載します。）

① 本学知的財産センター　整理番号：
② 発明の名称（出願時）：
③ 出願番号：
④ 発明者（学内）所属・氏名：
⑤ 国内出願日：平成　　年　　月　　日
⑥ ３０条適用　：　□あり（公開日　平成　年　月　日）、　□なし
⑦ JST 申請期限：平成　　年　　月　　日（国内出願日より６ヶ月以内）

【以下について、回答者で記載願います。】

（回答者の所属、氏名：　　）

１．外国出願の要否

（　　要　　、　　否
（以下記入不要）　　）

２．出願希望国
（ＪＳＴは基本的には１～５カ国程度しか支援しないとのことですので、ご承知おき下さい。）

（　　）

３．外国出願費用を回収できる可能性が高いと判断される具体的根拠・理由をご記入下さい。
（ＪＳＴの審査のポイントになります。発明者で記載して下さい。）

（　　）

４．別添しましたＪＳＴ外国出願支援申請書（発明概要）のご記入をお願いいたします。
「発明概要」中の「４．出願希望国とライセンス活動・市場規模等の状況」では、出願希望国を記入頂き、既に海外への活動を開始している場合は活動状況を必ず記入下さい。（記入内容により、ＪＳＴによる採択の可能性が高まることがあります。）
記入方法は、別添しましたＪＳＴ外国出願支援申請書（発明概要）記入例を参照下さい。
ＪＳＴの特許化支援事業（外国特許出願支援制度）のＨＰの新 URL（平成 25 年 8 月 29 日変更）：
http://www.jst.go.jp/chizai/tokkyoka.html
にも記載されています。

５．ＪＳＴ外国出願支援申請書「発明概要」中の「２．申請前調査結果」に、本申請案件の国内出願の明細書で記載の先行技術の「非特許文献」以外の「非特許文献」を記入された場合は、その「非特許文献」も併せてご提出下さい。（PDF 版を電子メールで、または紙媒体を学内便で）

外国出願の要否調査、ＪＳＴ外国出願支援申請書（発明概要）の記入依頼
【共同出願用様式】

代表発明者
殿

平成　　年　　月　　日

〒755-8611　山口県宇部市常盤台 2-16-1
国立大学法人山口大学
大学研究推進機構
知的財産センター　センター長　佐田　洋一郎

【回答先】　担当　酒井　由美子
Tel:0836－85－9978 (Fax:9967)
E-mail: y-sakai@yamaguchi-u.ac.jp

山口大学に承継され国内出願された発明の外国出願について、以下の点についてお知らせいたします。

山口大学では、外国の権利も取得する必要のある発明については、科学技術振興機構（ＪＳＴ）特許出願支援制度を活用することとしています。

つきましては、国内出願をしました下記発明について PCT 出願支援制度公募要領をご一読の上、外国出願の要否を厳選して判断頂き、知的財産センターまで電子メールで回答をお送り下さいますようお願いいたします。

期限までに、外国出願の要と回答頂き、ＪＳＴ外国出願支援申請書（発明概要）を記入して提出頂いた場合は、後日、学内の知的財産審査委員会で審議されます。ＪＳＴへ支援申請をすることに決定した場合には申請手続きを行い、ＪＳＴへ支援申請をしないことに決定した場合には原則として大学としてＪＳＴへ支援申請を行わずに、発明者へ返却いたします。(昨今ＪＳＴの採択が厳しくなっており、今後も厳しいことが予想されます。)

JST 特許出願支援制度申請の留意事項（1/2）

本支援制度はＪＳＴが外国出願費用を負担するのではなく、５百万円～２千万円の出願費用を立て替える制度（このうち約１２万円は本学が負担）であることを理解され、更に JST に支援を受けて出願した国で実施料収入があった場合、発明者、研究室及び本学への報償に優先して、JST に返還されることもご承知下さい。なお外国出願費用を回収できる可能性が高いと判断される具体的根拠・理由についても回答をお願いいたします。

また、JST は大学と TLO にしか外国出願の支援をしませんので、共同出願の場合は外国出願費用のうち、本学の権利持ち分割合分を JST に外国出願の支援申請をすることになります。

したがって、JST への外国出願の支援申請は、共同出願相手が、①外国出願することに、②その出願希望国について、同意していることが前提となります。

JST 特許出願支援制度申請の留意事項（2/2）

ＪＳＴ支援制度に申請する場合は、
①ＰＣＴ出願申請書類の一部事項記載（０７年度より義務化）
②ＪＳＴ特許調査員への技術内容の詳細説明――その後ＪＳＴでＰＣＴ出願審査
③ＪＳＴ指導に基づく明細書の改訂にあたり弁理士・知的財産ｾﾝﾀｰへの協力――その後ＰＣＴ出願
④国際調査機関の見解書に対応する弁理士・知的財産ｾﾝﾀｰへの協力
⑤各国移行申請書類の一部事項記載
⑥ＪＳＴ特許調査員への技術内容の詳細説明――その後ＪＳＴで各国移行審査
⑦ＪＳＴ指導に基づく明細書の改訂にあたり弁理士・知的財産ｾﾝﾀｰへの協力――その後各国移行
以上についてご協力を頂きます。

ＪＳＴの特許化支援事業(外国特許出願支援制度)のＨＰの新 URL(平成 25 年 8 月 29 日変更)：
http://www.jst.go.jp/chizai/tokkyoka.html

併せて、添付の「外国出願についての注意事項」を十分勘案して頂きますようお願いいたします。

記

【基礎出願（国内出願）等の情報】
（下記①～⑨の項目及び回答期限日は、知的財産センターで予め記載します。）

① 本学知的財産センター　整理番号：
② 発明の名称（出願時）：
③ 出願番号：
④ 発明者（学内）所属・氏名：
⑤ 国内出願日：平成　　年　　月　　日
⑥ ３０条適用　：　□あり（公開日　平成　年　月　日）、　□なし
⑦ 共同出願人、その持分割合（％）：
⑧ 共同出願時の費用負担：　□相手持ち、　□持分に応じて
⑨ JST 申請期限：平成　　年　　月　　日（国内出願日より６ヶ月以内）

回答期限日　平成　　年　月　日

＊ なお、期限までにご回答頂けない場合は、当知的財産センターにて判断の上、決定させて頂きますので、ご了承下さい。

以上

外国出願の要否調査に関する回答用紙

国立大学法人山口大学　大学研究推進機構
知的財産センター　センター長　佐田　洋一郎　殿

平成　　年　　月　　日

【基礎出願（国内出願）等の情報】
（下記①～⑨の項目は、知的財産センターで予め記載します。）

① 本学知的財産センター　整理番号：
② 発明の名称（出願時）：
③ 出願番号：
④ 発明者（学内）所属・氏名：
⑤ 国内出願日：平成　　年　　月　　日
⑥ ３０条適用　：　□あり（公開日　平成　年　月　日）、　□なし
⑦ 共同出願人、その持分割合（％）：
⑧ 共同出願時の費用負担：　□相手持ち、　□持分に応じて
⑨ JST 申請期限：平成　　年　　月　　日（国内出願日より６ヶ月以内）

【以下について、回答者で記載願います。】

回答者の所属、氏名：

１．外国出願の要否

①回答者の意向
□要、　□不要、　□共同出願相手の意向に従う

②共同出願相手の意向
□要、　□不要、　□未定、　□未確認

回答者の判断が要のときは、以下に進み、また、別添のＪＳＴ外国出願支援申請書（発明概要）をお書き下さい。

２．出願希望国
（ＪＳＴは基本的には１～５カ国程度しか支援しないとのことですので、ご承知おき下さい。）

３．外国出願費用を回収できる可能性が高いと判断される具体的根拠・理由をご記入下さい。
（ＪＳＴの審査のポイントになります。発明者で記載して下さい。）

４．別添しましたＪＳＴ外国出願支援申請書（発明概要）のご記入をお願いいたします。
「発明概要」中の「４．出願希望国とライセンス活動・市場規模等の状況」では、出願希望国を記入頂き、既に海外への活動を開始している場合は活動状況を必ず記入下さい。（記入内容により、ＪＳＴによる採択の可能性が高まることがあります。）
記入方法は、別添しましたＪＳＴ外国出願支援申請書（発明概要）記入例を参照下さい。
ＪＳＴの特許化支援事業（外国特許出願支援制度）のＨＰの新 URL（平成 25 年 8 月 29 日変更）：
http://www.jst.go.jp/chizai/tokkyoka.html
にも記載されています。

５．ＪＳＴ外国出願支援申請書「発明概要」中の「２．申請前調査結果」に、本申請案件の国内出願の明細書で記載の先行技術の「非特許文献」以外の「非特許文献」を記入された場合は、その「非特許文献」も併せてご提出下さい。（PDF 版を電子メールで、または紙媒体を学内便で）

外国出願についての注意事項

大学研究推進機構
知的財産センター

1. 外国出願費用はＪＳＴの支援を仰いでいます

外国出願の費用は、1カ国当たり当初費用約１５０万円程度かかるため、山口大学では、基本的には、外国出願（ＰＣＴ出願）については、すべてＪＳＴ（科学技術振興機構）に出願支援を依頼している。なお、１９年４月からは、公的費用（ＷＩＰＯ事務局へ納めるＰＣＴ出願時の国際出願手数料１２万円）と登録後の特許年金は大学負担となっている。

また、企業等との共同出願は、大学の権利の持分についてのみＪＳＴが支援をすることとなっている。

2. 外国出願の前には、これまでの自己発表論文等の再確認をお願いします

外国出願の支援申請後のＪＳＴの審査では、他人の発明はもちろん、発明者自身の論文等、学会発表、雑誌掲載、インターネット発表、発明者自身の前の出願も含めて、先行技術をかなり厳しくチェックしている。

山口大学では、発明者自身の論文等の先行技術があるために不採択になるケースがかなり多い。ＪＳＴへの申請時には、発明者自身の少しでも関連する論文等があれば必ず自己申告して頂くことを呼びかけている。ＪＳＴへの申請後にＪＳＴが調査して、上述した論文等を先行技術として指摘された場合は、その時点で申請を取り下げざるを得ない。

3. 新規性喪失の例外規定の適用出願は支援が受けられません

原出願の国内出願が特許法３０条（新規性喪失の例外規定）に該当すると、欧州では特許がとれず、ＪＳＴは、基本的にはその案件について外国出願支援をしていない。

4. 支援が採択された後でも実施化等がチェックされます

- ＪＳＴからＰＣＴ出願の支援が採択された後、各国への移行段階で再度、ＪＳＴへ支援を申請するが、その審査では、申請した発明について市場性、有用性、発明の完成度、ライセンスの有無などについて、改めて審査され、満たしていない場合には支援が打ち切られることになる。
- ＪＳＴから支援中の全案件は、１年毎に本件の実施化、契約の進捗状況、市場調査等についてＪＳＴに「ライセンス活動状況等報告」することが義務付けられている。特に、外国出願（ＰＣＴ出願）から３年経過時｛優先日（基礎出願）から４年経過時｝等の案件が支援継続の見直し対象となり、何らライセンス活動の進展がなければ、支援は中止される。
- 移行後各国で登録された場合は、定期的に特許年金の納付が必要となる。特許年金は初回のみＪＳＴが支援するが、それ以降はＪＳＴは支援しないので、大学負担となる。

以上の点を十分勘案して頂き、外国出願には臨んで頂きますようお願いいたします。

独立行政法人 科学技術振興機構（JST）による「特許出願支援制度」について

制度の目的

本制度は大学・TLO 等（国公私立大学・承認 TLO・大学共同利用機関・高等専門学校）の研究成果の権利化を推進するために、今まで十分な対応が図られていない外国特許の取得に向けての出願等を総合的に支援するものです。

支援対象

大学・TLO 等（国公私立大学・承認 TLO・大学共同利用機関・高等専門学校）の研究成果に基づく発明のうち、大学・TLO 等が出願人となって行う外国出願が対象です。

企業や発明者個人との共同出願の場合は、大学・TLO 等の費用負担分のみが支援の対象となります。

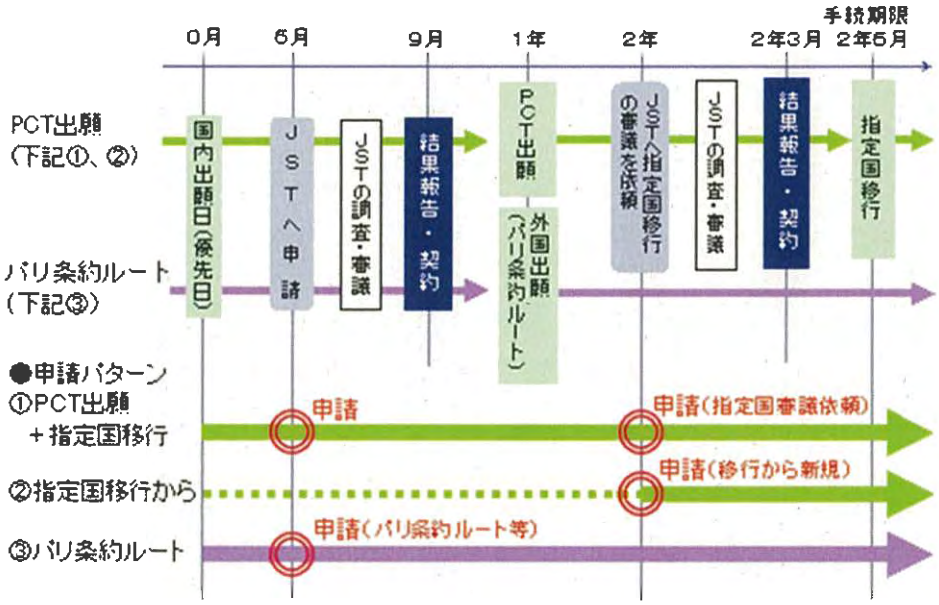

申請の時期

出願の段階により、2 回の申請のタイミングがあります。

PCT 出願段階で採択された案件も、指定国移行段階での支援の継続を希望する場合には再度申請を行う必要がありますので、申請期限にご注意ください。

（1）PCT 出願支援申請・・・・・・外国出願期限の 6 ヶ月前まで

→大学・TLO 等が行った国内出願（以下「基礎出願」）に基づく優先権主張を伴う国際特許出願（PCT ルート）が支援の対象となります。PCT 非加盟国を付帯して申請可能です。当制度では、PCT 加盟国に対し PCT ルートを基本ルートとし、パリ条約ルートの支援を原則実施しないことといたしております。

（2）指定国移行支援申請・・・指定国移行期限の6ヶ月前まで
→国際調査機関の見解書又は国際予備審査報告において主要な請求項の特許性があると認められた案件についてのみ受理し、さらにその請求項に係る発明の有用性が認められる場合に支援することとしています。従い、新規性・進歩性・産業上の利用可能性のいずれかの項目で、否定的見解が全請求項について残るものは、国際予備審査を行い、少なくとも答弁書の提出等により主要な請求項の否定的見解を解消した上で申請願います。

支援の内容

大学・TLO等が支出したPCT 出願費用・各国移行出願費用のうち、権利化までに必要な費用を支援します。あくまで本制度は権利化までの支援制度のため、権利化後の費用は一切支援してもらえません。また、権利化前でも、一部について支援対象外となる費用があります。

【支援対象外の費用】
①引用例の翻訳費用、国際出願手数料(WIPOへの支払い分)、
②16クレーム以上にかかるクレーム追加料金(EP)、
③PCT 出願段階での翻訳、日本語以外の言語から日本語への明細書の翻訳、引用文献や現地代理人からのレターの翻訳、
④特許事務所変更に係る費用特許登録報酬（成功謝金)、
⑤緊急料、特急料金等、期間延長に関する費用、
⑥書誌的事項の軽微な修正(あて名、発明の名称、住所変更等)、
⑦異議申し立て、早期審査請求、文献、公報取り寄せ手数料、
⑧指定取り下げ、名義変更、先行技術調査、交通費、日当
【協議対象となる費用】
①分割出願、継続審査請求、一部継続出願、審判請求

■ 大学・TLO等が一度支出した出願費用に対してJSTへ支援費の請求をする「精算請求」ですので、大学・TLO等の負担分につきましては、代理人より通常通り請求していただいて結構です。
■ 現地代理人費用がある場合は、現地代理人請求書の写しをご送付くださるようにお願い致しております。

JST 使用欄	

JST 特許出願支援制度　発明概要　(申請の際は必ず記入し添付して下さい)

申請の種類を選択して下さい

申請の種類	(選択してください)

申請案件の基礎出願番号(指定国移行申請の場合は PCT 出願番号)を記載して下さい

基礎出願番号	

※ 基礎出願が複数ある場合は、最初の基礎出願番号のみ記載して下さい。

1. 発明の内容

要記入：PCT新規 移行から新規 継続支援

発明の内容	この欄には発明の概略を記載して下さい(必須)。
JST 重点分野(※)	(選択してください)

※ JST 重点分野　該当する分野を 1 つ選んで下さい。分類の詳細については、募集のご案内の別表を参照下さい。

2. 申請前調査結果

[発明者が出願前に発表した最も近似する技術] 最大 4 技術を記載して下さい　要記入：PCT新規 移行から新規

特許出願(出願日)、論文等(発表日)	本発明との差異、本発明の優位性

要記入：PCT新規

[他者の公知技術・従来技術 調査結果] 重要なものから最大 4 技術を記載して下さい

特許出願(出願日)、文献等 (同一の技術・製造法等に関するものは、まとめて記載して下さい)	本発明との差異、本発明の優位性

データベース:		検索期間:	
キーワード:			

要記入：PCT新規 移行から新規 継続支援

[JST 特許主任調査員による申請前の先行技術調査の有無]

申請前に JST 各特許化支援事務所の特許主任調査員による先行文献調査や発明相談等を受けている場合は記入下さい

JST 特許主任調査員による申請前の先行技術調査の有無	なし	担当した特許主任調査員名	

要記入：PCT新規 移行から新規 継続支援

3. 有用性

発明の効果	この欄には概略を記載して下さい。			
	書ききれない場合や図面等を伴う説明資料がある場合は、自由様式で追加資料を別途添付して下さい。			
	追加資料の有無	なし	追加資料ファイル名	

［応用分野］ 有望なものから最大４分野を記載して下さい　　要記入：PCT新規 移行から新規 継続支援

主な具体的応用分野	開発の進捗	技術の完成度
	（選択して下さい）	
	（選択して下さい）	
	（選択して下さい）	
	（選択して下さい）	

4. 出願希望国とライセンス活動・市場規模等の状況

要記入：PCT新規 移行から新規 継続支援

【活動が無い場合も必ず記入して下さい】
［指定国移行段階の申請］ 支援を希望する上位８カ国（希望が８カ国に満たない場合は全ての国）について記載して下さい
［パリルートの申請］ 同上
［PCT 出願前の申請］ 基礎出願に対する活動について記入し、既に海外へ活動を開始した場合も適宜記入して下さい

希望順	国名	活動状況（※）	契約企業又は、ライセンスの想定企業	ライセンス計画・事業展開計画、予定時期、市場規模等（希望国が８カ国を超える場合は、この欄に国名と希望順を記載して下さい）
1		－		
2		－		
3		－		
4		－		
5		－		
6		－		
7		－		
8		－		
市場性調査の結果が有る場合は、調査結果について自由様式で追加資料を別途添付して下さい				
別添の市場性調査の有無	なし	別添資料ファイル名		

※ 活動状況　1:現に実施料等収入がある　2:ライセンス契約がある　3:特定企業と交渉中　4:不特定企業に活動中　5:活動していない

5. 国内出願後（またはPCT出願後）の研究・開発進展状況

要記入：PCT新規 移行から新規 継続支援

出願後の研究・開発の継続	（選択して下さい）
出願後の成果	（選択して下さい）
新たに取得されたデータ、実用化に向けた新展開等（PCT 出願前の申請では、国内優先権主張出願の予定の有無とその出願時期も記入して下さい）	

要記入：PCT新規 移行から新規 継続支援

6. JST 等、他事業の利用希望

JST の J-STORE への掲載	(選択して下さい)	JST が実施する他の大学支援事業等への情報提供	(選択して下さい)

希望される場合、今後、他の支援事業について、別途担当課より本件に関するご案内をさせて頂く場合があります

文部科学省「大学発新産業創出拠点プロジェクト」の公募情報の提供を希望する	(選択して下さい)

希望される場合は、同事業担当部門より、公募情報について、ご連絡させていただきます。
※「大学発新産業創出拠点プロジェクト」 http://www.jst.go.jp/start/

7. 知財ファンド(LSIP 等)の利用希望

要記入：PCT新規 移行から新規 継続支援

本件が JST の知財審査委員会で不採択となった場合、株式会社産業革新機構の出資する知財ファンド(LSIP 等)に有償譲渡できる場合があります。不採択となった場合、ご希望により JST から LSIP ファンド運営合同会社等に、基礎出願の出願番号、発明の名称、申請機関名、申請担当者連絡先等を伝えます。

不採択後の LSIP ファンド運営合同会社等への情報提供	(選択して下さい)

詳細については、下記 HP または下記連絡先までお問い合わせ下さい。
http://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_03etc.html
http://www.ipsn.co.jp/bundling.html (連絡先:info@ipsn.co.jp)

8. その他

要記入：PCT新規 移行から新規 継続支援

他の JST 公募事業・助成金利用の有無	(選択して下さい)	JST 事業名	
		応募年度(西暦)	年
		採択状況	(選択してください)
本発明が、認定済特許群に該当する場合、特許群番号を入力下さい。(該当する場合、最新のロードマップを添付下さい)	(選択して下さい)	該当する特許群番号(G00-0000)	
その他特記事項・アピール事項等			

9. 国際調査機関の否定的見解への対応

要記入：移行から新規 継続支援

否定的見解への対応	(選択して下さい)
否定的見解への対応に関する補足	
国際調査報告書 第Ⅷ欄「国際出願に対する意見」への対応(審査官の意見が付されている場合は、対応について必ず記載して下さい)	

否定的見解への対応と受理の基準に関する詳細は、募集要項を参照して下さい

10. 原出願からの主な追加・修正事項

要記入：継続支援

PCT 出願における原出願からの追加・修正の有無	(選択して下さい)

主な追加・修正事項 (必ずしも請求項単位ではなく、関連する事項はまとめて記載して構いません)	JSTコメントに基づく変更はチェック
	□
	□
	□
	□

修正箇所が多い場合、又は複雑な場合などは、適宜、対比表等を追加資料として提出して下さい。

追加資料の有無	なし	追加資料ファイル名	

PCT 出願審査時の「条件」を満足していない場合、原則、継続移行審査は不採択となりますので、PCT 出願審査時の「審議結果報告」をご確認下さい。

知的財産センター　整理番号　　添付資料⑥

審査請求案件を審査する時の審査基準（審査の観点）と評価

平成　　年　　月　　日

発明の名称（出願時）：

出願番号：　特願

代表発明者の所属部局名、職名、氏名：

審査基準と評価

項目	基準	評価
1 (**)	出願から２年半以内に実施契約が成立しているか。（あるいは、実施契約には至っていないが、将来、契約の期待が高いものであるか。）	はい、　いいえ、どちらとも言えない
2 (*)	大学の方針、戦略（大学の研究推進戦略等）、研究者の戦略（有償譲渡を含む）に沿ったものであるか。	はい、　いいえ、どちらとも言えない
3 (*)	競争的資金導入のきっかけとなったものであるか。	はい、　いいえ、どちらとも言えない（交渉中等）
総合評価	本発明の審査請求に関する総合評価	①審査請求する、②審査請求しない

【注記】1) 上記１～３のうち、いずれかに、「はい」と思われる項目があれば、原則として審査請求をすると判断して下さい。

2) 上記で(*)印の付いた項目は、予め、知的財産センターが判断して記入する項目です。

3) 上記で(**)印の付いた項目は、予め、山口ＴＬＯ等が判断して記入する項目です。

4) 以下の審査の観点も考慮願います。

種別		審査請求可否の取り扱い
大学単独出願		大学の意向で決定する
共同出願	相手が費用負担	相手（企業等）の意向を尊重する
	持分に応じて費用負担	相手（企業等）の意向を考慮する
登録後に有償譲渡を約束		相手（企業等）の意向を尊重する

審査請求の要否調査の記入依頼

添付資料⑦

代表発明者

殿

平成　　年　　月　　日

〒755-8611　山口県宇部市常盤台 2-16-1
国立大学法人山口大学
大学研究推進機構
知的財産センター　センター長　佐田　洋一郎

【回答先】　担当　伯野　由香
Tel: 0836-85-9965 (Fax:9967)
E-mail: y-hakuno@yamaguchi-u.ac.jp

先般、国内出願しております先生の下記発明の審査請求について、以下の通りお知らせしますので、審査請求の要否を判断頂き、回答頂きますようにお願いいたします。

特許取得を目指す場合は、審査請求（出願から３年以内）をしなければなりませんが、審査請求は下記の通り経費が掛かることもあり、山口大学では、審査請求する発明を厳選して、審査請求することとしています。

つきましては、下記留意事項をご一読の上、審査請求の要否を判断頂き、知的財産センターまで電子メールで回答をお送り下さいますようお願いいたします。

期限までに、審査請求「要」と回答頂いた案件は、後日、学内の知的財産審査委員会で審議されます。審査請求をすることに決定した場合には審査請求手続きを行い、審査請求をしないことに決定した場合には原則として大学として審査請求手続きを行わずに、発明者へ返却いたします。

審査請求の要否判断時の留意事項

1．審査請求とは

出願の日から３年以内に、特許庁に対して出願した発明について審査して下さいと意思を示すことです。審査請求を行わなければ、審査は行われないため権利化することが出来ません。

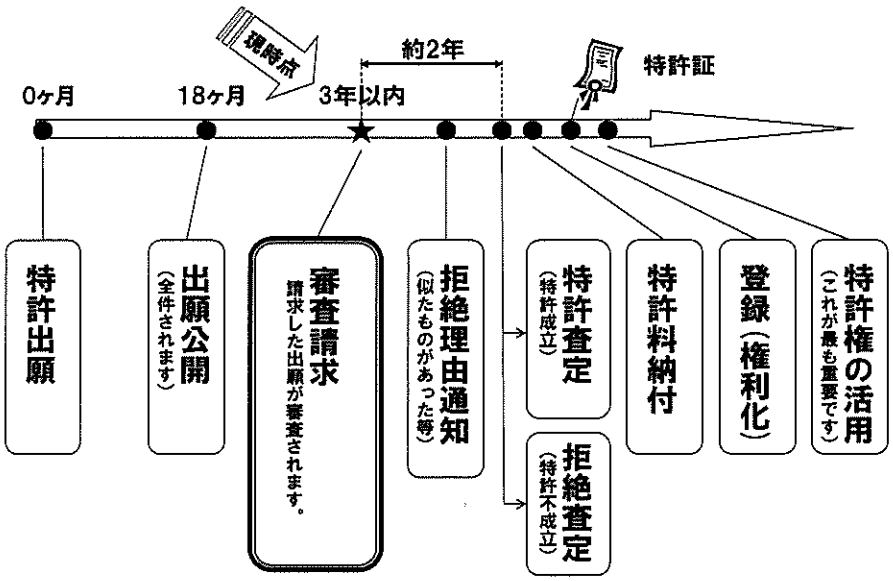

審査請求の要否判断時の留意事項（続き）

2．審査請求料について

平成１９年４月１日以降に大学から出願した発明を大学が審査請求すると、その審査請求料は、約 10 万円［ {168,600 円＋（請求項の数×4,000 円)} ×１／２（半額有料） ］ となります。

これを大学が負担することになります。

更に、審査請求後の拒絶応答では、弁理士費用が掛かります。

3．審査請求要否の回答について

審査請求要否の回答では、審査請求が「要（必要)」あるいは「否（不必要)」と判断される具体的根拠・理由についても回答をお願いいたします。添付の回答用紙に記載の「審査請求の学内審査基準」を参考にしてお答え下さい。利用される見込みのない発明については原則として審査請求「否」として下さい。

また、審査請求して登録された場合は、その後、特許年金の納付が必要となります。権利維持については、下記の基準で行われますので、このことも勘案頂いて、審査請求要否の判断をお願いいたします。

【国内特許の権利維持・放棄する時の学内審査基準】

①登録後２年半で見直し、以降３年毎に見直す。

②基本的には、登録後に、上記の見直しの時期の間のライセンス収入等が、その間の特許年金総額に満たず、赤字になれば維持しない（発明者へ希望を聞いて、希望があれば発明者へ返却する)。

③契約等により、一定期間の維持が決められている場合等、大学が維持が必要と判断したものは残す。

回答期限日　平成　　年　　月　　日(　)

＊ なお、期限までにご回答頂けない場合は、知的財産審査委員会で決定させて頂きます。

以上

審査請求の要否調査に関する回答用紙

国立大学法人山口大学　大学研究推進機構
知的財産センター　センター長　佐田　洋一郎　殿

平成　　年　　月　　日

【国内出願の情報】
（下記の①～⑦の項目は、知的財産センターで予め記載します。）
①本学知的財産センター　整理番号：
②発明の名称（出願時）：
③出願番号：
④発明者（学内）所属・氏名：
⑤国内出願日：平成　　年　　月　　日
⑥共同出願人：□有り、　□無し
有りの場合、共同出願人、その持分割合（%）：
本件の審査請求料の負担：　□相手持ち、　□持分に応じて、　□当大学
⑦その他（外国出願等）：

【以下について、回答者で記載願います。】

（回答者の所属、氏名：　　）

1．審査請求の要否

（　　要　　、　　否　　）

2．審査請求が要（必要）あるいは否（不必要）と判断される具体的根拠・理由をご記入下さい。
｛下記の審査請求の学内審査基準を参考にしてお答え下さい。発明者で記載して下さい。
①出願から２年半以内に実施契約が成立しているか。（あるいは、実施契約には至っていないが、将来、契約の期待が高いものであるか。）
②大学の方針・戦略（大学の研究推進戦略等）、研究者の戦略（有償譲渡を含む）に沿ったものであるか。
③外部資金｛競争的資金（科研費等）、受託研究費、共同研究費、寄付金等｝導入のきっかけとなったものであるか。（各外部資金の金額を記入下さい。）
④共同出願については、相手（企業等）の意向に沿ったものであるか。（相手（企業等）の意向を尊重、考慮する。）｝

（【できるだけ具体的にご記入下さい。】）

知的財産センター　整理番号　　添付資料⑧

国内特許年金案件を審査する時の権利維持・放棄の審査基準（審査の観点）と評価

平成　　年　　月　　日

発明の名称：
特許番号：
代表発明者の所属部局名、職名、氏名：
特許年金　　年目納付期限：　　年　月　日

審査基準と評価

項目	基準	評価
1 (*)	登録後２年半での見直し、あるいは、それ以降の３年毎の見直しか。	はい、　いいえ
2 (**)	上記の見直しの時期の間のライセンス収入等が、その間の特許年金総額を満たしているか。	はい、　いいえ
3 (*)	契約等により、一定期間の維持が決められている場合等、大学が維持が必要と判断するものか。	はい、　いいえ
4 (*)	共同出願案件は、権利共有者の意向も考慮／尊重しているか。	はい、　いいえ
総合評価	本特許の特許年金納付に関する総合評価	①特許年金納付する（維持する） ②特許年金納付しない（放棄する）

【注記】1) 上記２、３のうち、いずれかに、「はい」と思われる項目があれば、原則として国内特許年金納付をすると判断して下さい。
2) 上記で (*) 印の付いた項目は、予め、知的財産センターが判断して記入する項目です。
3) 上記で (**) 印の付いた項目は、予め、山口ＴＬＯ等が判断して記入する項目です。
4) 以下の審査の観点も考慮願います。

種別		国内特許年金納付可否の取り扱い
大学単独出願		大学の意向で決定する
共同出願	相手が費用負担	相手（企業等）の意向を尊重する
	持分に応じて費用負担	相手（企業等）の意向を考慮する

国内特許の特許年金納付要否調査、ライセンス状況等調査の記入依頼

添付資料⑨

代表発明者

殿

平成　　年　　月　　日

〒755-8611 山口県宇部市常盤台２丁目 16-1
国立大学法人山口大学
大学研究推進機構
知的財産センター センター長　佐田　洋一郎
【回答先】　担当　伯野　由香
TEL: 0836-85-9965, FAX: 0836-85-9967
E-mail: y-hakuno@yamaguchi-u.ac.jp

先般、山口大学が承継し国内出願して登録となった下記国内特許について、以下の通り、国内特許の特許年金納付要否調査、ライセンス状況等調査をいたしますので、回答頂きますようお願いいたします。

特許維持をする場合は、定期的に特許年金の納付をしなければなりませんが、特許年金はかなりの経費が掛かることもあり、山口大学では、特許を厳選して、維持することとしています。

つきましては、下記留意事項をご一読の上、特許年金納付の要否を判断頂き、ライセンス状況等の調査結果と併せて、知的財産センターまで電子メールで回答をお送り下さいますようお願いいたします。

期限までに、特許年金納付「要」と回答頂いた案件は、後日、学内の知的財産審査委員会で審議されます。特許年金納付をすることに決定した場合には納付の手続きを行い、特許年金納付をしないことに決定した場合には原則として大学として納付の手続きを行わずに、発明者へ希望を聞いて、希望があれば、発明者へ返却いたします。

国内特許の特許年金納付の要否判断時の留意事項（１／２）

１．国内特許の特許年金納付について

特許維持をする場合は、定期的に特許年金を納付しなければなりません。

山口大学では、日本の特許年金制度に基づき、『大学の年金負担と、学内の知的財産審査委員会（審査会）にかける年について』は、下記のように取り決めています。

	登録日	登録日から 1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
国内出願（日本）		初3年（3年分）大学負担			審査会 大学負担	大学負担	大学負担	審査会 大学負担	大学負担	大学負担	審査会 大学負担	大学負担	大学負担

すなわち、登録から３年分（いわゆる初３年）までの年金は登録時に支払うことになっているため、学内の審査会にかけずに大学が負担。登録４年目からは、３年毎に学内の審査会にかけて、採択されれば、大学負担。

国内特許の特許年金納付の要否判断時の留意事項（２／２）

２．学内の審査会にかけて特許年金を納付するか否かを審議する時期が来れば、事前に発明者に、「国内特許の特許年金納付要否調査、ライセンス状況等調査」に関する回答用紙を提出頂き、それに基づいて審査会で審議するものとします。

また、大学が無審査で負担している時期であっても、当該特許のライセンス状況等（実施化、ライセンス契約の進捗状況、市場調査結果等）については、調査確認させて頂く必要がありますので、上記と同じ回答用紙にて、毎年回答頂くものとします。

３．国内特許の特許年金納付の金額について

大学が特許年金納付で負担することになる金額については、年目で異なるため、特許年金納付要否調査時に、その都度、個別にお知らせしますので、それを勘案頂いて、特許年金納付の要否の判断をお願いいたします。

４．国内特許の特許年金納付要否の回答について

特許年金納付要否の回答では、特許年金納付が「要（必要）」あるいは「否（不必要）」と判断される具体的根拠・理由と、当該特許の実施化、ライセンス契約の進捗状況、市場調査結果等について具体的に回答をお願いいたします。添付の回答用紙に記載の「権利維持・放棄する時の学内審査基準」を参考にしてお答え下さい。利用される見込みのない特許については原則として特許年金納付は「否」として下さい。

記

【該当案件】

（下記①～⑧の項目及び回答期限日は、知的財産センターで予め記載します。）

①本学知的財産センター 整理番号：

②発明の名称：

③特許番号：

④発明者（学内）所属・氏名：

⑤出願日：　　年　月　日

⑥登録日：　　年　月　日

⑦特許年金　年目納付期限：　　年　月　日

⑧特許年金納付金額：

回答期限日　平成　　年　　月　　日（　）

＊　なお、期限までにご回答頂けない場合は、知的財産審査委員会で決定させて頂きます。

以上

国内特許の特許年金納付要否調査、ライセンス状況等調査に関する回答用紙

国立大学法人山口大学　大学研究推進機構
知的財産センター　センター長　佐田　洋一郎　殿

平成　　年　　月　　日

【該当案件】
（下記①～⑧の項目は、知的財産センターで予め記載します。）
①本学知的財産センター 整理番号：
②発明の名称：
③特許番号：
④発明者（学内）所属・氏名：
⑤出願日：　　年　月　日
⑥登録日：　　年　月　日
⑦特許年金　年目納付期限：　　年　月　日
⑧特許年金納付金額：

【以下について、回答者で記載願います。】

（回答者の所属、氏名：　　）

１．国内特許の特許年金納付の要否

（　　要　　、　　否　　）

２．国内特許の特許年金納付が要（必要）と判断される具体的根拠・理由と、当該特許の実施化、ライセンス契約の進捗状況、市場調査結果等について具体的に発明者でご記入下さい。
｛下記の「権利維持・放棄する時の学内審査基準」を参考にしてお答え下さい。
①登録後２年半で見直し、以降３年毎に見直す。
②基本的には、登録後に、上記の見直しの時期の間のライセンス収入等が、その間の特許年金総額に満たず、赤字になれば維持しない（発明者へ希望を聞いて、希望があれば発明者へ返却する）。
③契約等により、一定期間の維持が決められている場合等、大学が維持が必要と判断したものは残す。
④共同出願案件は、権利共有者の意向も考慮／尊重する。｝

（　　）

知的財産センター　整理番号　　添付資料⑩

外国特許年金案件を審査する時の権利維持・放棄の審査基準（審査の観点）と評価

平成　　年　　月　　日

発明の名称：
○○国特許番号：
代表発明者の所属部局名、職名、氏名：
特許年金　　年目（本件では○○国でいう第　年度）納付期限：　　年　月　日

審査基準と評価

項目	基準	評価
1 (*)	その国の特許年金納付時期に応じて、登録後２年～２年半での見直し、あるいは、それ以降の３～４年毎の見直しか。	はい、　いいえ
2 (**)	上記の見直しの時期の間のライセンス収入等が、その間の特許年金総額を満たしているか。	はい、　いいえ
3 (*)	契約等により、一定期間の維持が決められている場合等、大学が維持が必要と判断するものか。	はい、　いいえ
4 (*)	共同出願案件は、権利共有者の意向も考慮／尊重しているか。	はい、　いいえ
総合評価	本特許の特許年金納付に関する総合評価	①特許年金納付する（維持する） ②特許年金納付しない（放棄する）

【注記】1) 上記２、３のうち、いずれかに、「はい」と思われる項目があれば、原則として外国特許年金納付をすると判断して下さい。
2) 上記で (*) 印の付いた項目は、予め、知的財産センターが判断して記入する項目です。
3) 上記で (**) 印の付いた項目は、予め、山口ＴＬＯ等が判断して記入する項目です。
4) 以下の審査の観点も考慮願います。

種別		外国特許年金納付可否の取り扱い
大学単独出願		大学の意向で決定する
共同出願	相手が費用負担	相手（企業等）の意向を尊重する
	持分に応じて費用負担	相手（企業等）の意向を考慮する

外国特許の特許年金納付要否調査、ライセンス状況等調査の記入依頼

添付資料⑪

代表発明者

殿

平成　　年　　月　　日

〒755-8611 山口県宇部市常盤台2丁目16-1
国立大学法人山口大学
大学研究推進機構
知的財産センター センター長　佐田洋一郎
【回答先】　担当　酒井由美子
TEL: 0836-85-9978, FAX: 0836-85-9967
E-mail: y-sakai@yamaguchi-u.ac.jp

先般、山口大学が承継し外国出願して登録となった下記外国特許について、以下の通り、外国特許の特許年金納付要否調査、ライセンス状況等調査をいたしますので、回答頂きますようお願いいたします。

特許維持をする場合は、定期的に特許年金の納付をしなければなりませんが、外国特許の特許年金はかなりの経費が掛かることもあり、山口大学では、特許を厳選して、維持することとしています。

つきましては、下記留意事項をご一読の上、特許年金納付の要否を判断頂き、ライセンス状況等の調査結果と併せて、知的財産センターまで電子メールで回答をお送り下さいますようお願いいたします。

期限までに、特許年金納付「要」と回答頂いた案件は、後日、学内の知的財産審査委員会で審議されます。特許年金納付をすることに決定した場合には納付の手続きを行い、特許年金納付をしないことに決定した場合には原則として大学として納付の手続きを行わずに、発明者へ希望を聞いて、希望があれば、発明者へ返却いたします。

外国特許の特許年金納付の要否判断時の留意事項（1／2）

1．外国特許の特許年金納付について

特許維持をする場合は、定期的に特許年金を納付しなければなりませんが、ＪＳＴは登録時の１回目の年金までしか支援しません。また、各国で特許年金制度が異なるため、山口大学では、各国を横並びにし、発明者ができるだけ不公平にならないように、『各国別におけるＪＳＴの年金支援、大学の年金負担と、学内の知的財産審査委員会（審査会）にかける年について』は、下記のように取り決めています。

2．各国別におけるＪＳＴの年金支援、大学の年金負担と、学内の知的財産審査委員会（審査会）にかける年について … 添付の「外国特許の特許年金納付についての注意事項」を参照
添付に記載は代表的な国の例であり、その他の国についてもこれに準じるものとします。

外国特許の特許年金納付の要否判断時の留意事項（２／２）

なお、いずれの国の場合においても、学内の審査会にかけて特許年金を納付するか否かを審議する時期が来れば、事前に発明者に、「外国特許の特許年金納付要否調査、ライセンス状況等調査」に関する回答用紙を提出頂き、それに基づいて審査会で審議するものとします。

また、大学が無審査で負担している時期であっても、当該特許のライセンス状況等（実施化、ライセンス契約の進捗状況、市場調査結果等）については、調査確認させて頂く必要がありますので、上記と同じ回答用紙にて、毎年回答頂くものとします。

３．外国特許の特許年金納付の金額について

大学が特許年金納付で負担することになる金額については、国や年目で異なるため、特許年金納付要否調査時に、その都度、個別にお知らせしますので、それを勘案頂いて、特許年金納付の要否の判断をお願いいたします。

４．外国特許の特許年金納付要否の回答について

特許年金納付要否の回答では、特許年金納付が「要（必要）」あるいは「否（不必要）」と判断される具体的根拠・理由と、当該特許の実施化、ライセンス契約の進捗状況、市場調査結果等について具体的に回答をお願いいたします。添付の回答用紙に記載の「権利維持・放棄する時の学内審査基準」を参考にしてお答え下さい。利用される見込みのない特許については原則として特許年金納付は「否」として下さい。

併せて、添付の「外国特許の特許年金納付についての注意事項」を十分勘案して頂きますようお願いいたします。

記

【該当案件】

（下記①～⑧の項目及び回答期限日は、知的財産センターで予め記載します。）

①本学知的財産センター 整理番号：

②発明の名称：

③○○国特許番号：

④発明者（学内）所属・氏名：

⑤PCT 出願日：　　年　月　日

⑥○○国登録日：　　年　月　日

⑦特許年金　年次（本件では日本でいう第　年目）納付期限：　　年　月　日

⑧特許年金納付金額：

回答期限日　平成　　年　　月　　日（　）

＊ なお、期限までにご回答頂けない場合は、知的財産審査委員会で決定させて頂きます。

以上

外国特許の特許年金納付要否調査、ライセンス状況等調査に関する回答用紙

国立大学法人山口大学　大学研究推進機構
知的財産センター　センター長　佐田　洋一郎　殿

平成　　年　　月　　日

【該当案件】
（下記①～⑧の項目は、知的財産センターで予め記載します。）
①本学知的財産センター 整理番号：
②発明の名称：
③○○国特許番号：
④発明者（学内）所属・氏名：
⑤PCT 出願日：　　年　月　日
⑥○○国登録日：　　年　月　日
⑦特許年金　年次（本件では日本でいう第　年目）納付期限：　　年　月　日
⑧特許年金納付金額：

【以下について、回答者で記載願います。】

（回答者の所属、氏名：　　）

１．外国特許の特許年金納付の要否

（　　要　　、　　否　　）

２．外国特許の特許年金納付が要（必要）と判断される具体的根拠・理由と、当該特許の実施化、ライセンス契約の進捗状況、市場調査結果等について具体的に発明者でご記入下さい。
｛下記の「権利維持・放棄する時の学内審査基準」を参考にしてお答え下さい。
①その国の特許年金納付時期に応じて、登録後２年～２年半で見直し、以降３～４年毎に見直す。
②基本的には、登録後に、上記の見直しの時期の間のライセンス収入等が、その間の特許年金総額に満たず、赤字になれば維持しない（発明者へ希望を聞いて、希望があれば発明者へ返却する）。
③契約等により、一定期間の維持が決められている場合等、大学が維持が必要と判断したものは残す。
④共同出願案件は、権利共有者の意向も考慮／尊重する。｝

（　　）

外国特許の特許年金納付についての注意事項

大学研究推進機構
知的財産センター

１．外国特許の特許年金納付について

特許維持をする場合は、定期的に特許年金を納付しなければなりませんが、ＪＳＴは登録時の１回目の年金までしか支援しません。また、各国で特許年金制度が異なるため、山口大学では、各国を横並びにし、発明者ができるだけ不公平にならないように、『各国別におけるＪＳＴの年金支援、大学の年金負担と、学内の知的財産審査委員会（審査会）にかける年について』は、下記のように取り決めています。

２．各国別におけるＪＳＴの年金支援、大学の年金負担と、学内の知的財産審査委員会（審査会）にかける年について

【各国別におけるJSTの年金支援、大学の年金負担と、学内の知的財産審査委員会（審査会）にかける年について】

登録日	日本でいうところの登録日から 1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
外国出願（中国）	JST支援	大学負担	大学負担	審査会 大学負担	大学負担	大学負担	審査会 大学負担	大学負担	大学負担	審査会 大学負担	大学負担	大学負担
外国出願（ドイツ）	JST支援	大学負担	大学負担	審査会 大学負担	大学負担	大学負担	審査会 大学負担	大学負担	大学負担	審査会 大学負担	大学負担	大学負担
外国出願（米国）	2.5年分 JST支援		審査会 3.5年目～6.5年目（4年分） 大学負担				審査会 7.5年目～10.5年目（4年分） 大学負担				審査会 11.5年目～14.5年目（4年分） 大学負担	
外国出願（韓国）	3年分 JST支援			審査会 大学負担	大学負担	大学負担	審査会 大学負担	大学負担	大学負担	審査会 大学負担	大学負担	大学負担
【参考】国内出願（日本）	初3年（3年分） 大学負担			審査会 大学負担	大学負担	大学負担	審査会 大学負担	大学負担	大学負担	審査会 大学負担	大学負担	大学負担

すなわち、

①中国やドイツについては、登録１年目までの年金はＪＳＴが支援。その後、２年目、３年目の年金は、学内の審査会にかけずに大学が負担。登録４年目からは、３年毎に学内の審査会にかけて、採択されれば、大学負担。

②米国については、登録から２．５年分までの年金はＪＳＴが支援。その後、３．５年目、７．５年目、１１．５年目・・・の各４年毎に４年分をまとめて納付する年金については、学内の審査会にかけて、採択されれば、大学負担。

③韓国については、登録から３年分までの年金はＪＳＴが支援。登録４年目からは、３年毎に学内の審査会にかけて、採択されれば、大学負担。

以上、代表的な国の例について記したが、その他の国についても上記に準じるものとします。

なお、いずれの国の場合においても、学内の審査会にかけて特許年金を納付するか否かを審議する時期が来れば、事前に発明者に、「外国特許の特許年金納付要否調査、ライセンス状況等調査」に関する回答用紙を提出頂き、それに基づいて審査会で審議するものとします。

また、大学が無審査で負担している時期であっても、当該特許のライセンス状況等（実施化、ライセンス契約の進捗状況、市場調査結果等）については、調査確認させて頂く必要がありますので、上記と同じ回答用紙にて、毎年回答頂くものとします。

3．外国特許の特許年金納付の金額について

大学が特許年金納付で負担することになる金額については、国や年目で異なるため、特許年金納付要否調査時に、その都度、個別にお知らせしますので、それを勘案頂いて、特許年金納付の要否の判断をお願いいたします。

4．外国特許の特許年金納付要否の回答について

特許年金納付要否の回答では、特許年金納付が「要（必要）」あるいは「否（不必要）」と判断される具体的根拠・理由と、当該特許の実施化、ライセンス契約の進捗状況、市場調査結果等について具体的に回答をお願いいたします。下記に記載の「権利維持・放棄する時の学内審査基準」を参考にしてお答え下さい。利用される見込みのない特許については原則として特許年金納付は「否」として下さい。

【権利維持・放棄する時の学内審査基準】

①その国の特許年金納付時期に応じて、登録後２年～２年半で見直し、以降３～４年毎に見直す。

②基本的には、登録後に、上記の見直しの時期の間のライセンス収入等が、その間の特許年金総額に満たず、赤字になれば維持しない（発明者へ希望を聞いて、希望があれば発明者へ返却する）。

③契約等により、一定期間の維持が決められている場合等、大学が維持が必要と判断したものは残す。

④共同出願案件は、権利共有者の意向も考慮／尊重する。

以上の点を十分勘案して頂き、外国特許の特許年金納付の要否を判断して頂きますようお願いいたします。